

令和6年3月5日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和6年3月5日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

2番	氏家 法雄	3番	大平 恭大
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

10番 古川 幸義

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（小川 保）

一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より、令和6年第1回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

最近は天気が不順な時が多くて、昨日から雨模様ということで、季節の移り変わりの時期には、こういう雨の降ることが多いと思っています。間もなく桜の美しい季節を迎えるに当たっての前哨戦じゃないかなという、少しそういう感じもしているところであります。そういう季節の中ではありますが、議員の皆様方におかれましては、町民の皆様方の幸せの向上のために、日々、議員活動にご精励頂いていることだと拝察を致しております。

今日から3月議会が始まります。どうか議員皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、この議会が皆様方にとって、また、私どもにとっても有意義な3月議会となりますことを心から願って冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和6年第1回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第1回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 藪内 真由美 君、11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長、金井 浩三 君。

議会運営委員会委員長（金井 浩三）

会期の件でございますが、本日3月5日から3月19日までの15日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。

議長（小川 保）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より3月19日までの15日間とし、日程については3月5日（火）、本日ですが、提案説明、6日（水）休会、7日（木）一般質問、8日（金）から10日（日）休会、11日（月）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、そして総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会、12日（火）から14日（木）まで休会、15日（金）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会予備日、16日（土）から18日（月）休会、19日（火）議案審議と致したいと思いたすが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が7名となっており、7日（木）は通告順で1番から7番までと致したいと思いたすが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より3月19日までの15日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は1件でタブレットに掲載しておりますとおりでございます。

請願を会期中の建設産業民生常任委員会に付託しましたので報告します。

次に監査委員より、現金出納検査執行状況報告、令和5年度定期監査結果報告及び住民監査請求に係る請求の要旨を受けております。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

次に、去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会定例総会におきまして、村井 勉 君が、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に顕著なる功労のあった者として表彰され、2月16日の香川県町村議会議長会総会で伝達されました。ここにご報告を申し上げるとともに、ただ今から表彰の伝達を行いたしいと思いたす。村井 勉 君、前の方へお進み下さい。

表彰の伝達

一同拍手

議長（小川 保）

続いて、同じく2月8日に開催されました全国町村議会議長会におきまして、多度津町議会が優良議会として表彰され、2月16日の県町村議会議長会総会で伝達さ

れました。表彰状と記念品を応接室においてありますので、ご報告しておきます。
次に委員長報告を行います。

2月15日に開催されました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、中野 一郎 君。

総務教育常任委員会委員長（中野 一郎）

お早うございます。

総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会結果報告を行ないます。

令和6年2月15日に開催した総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の結果を下記のとおり報告します。

審議事項、議題 1. 指定管理者制度について

審議結果、議題 1. 指定管理者制度についての説明があり、これに対して委員より、

一つ、指定管理者制度の継続については異議がないが、今現在の指定管理者である社会福祉協議会や文化体育振興事業団をそのまま認めて欲しいということなのか。

一つ、既存の事業者で継続したいということだが、新たに公募する予定はないのか。

一つ、現在の指定管理者である社会福祉協議会などは町長が代表を兼ねているので、民法第108条の双方代理の禁止をクリアする追認手続きのために議会へ諮るのか。

一つ、町長が代表の社会福祉協議会が指定管理者になる場合もあるので、委託料などの価格設定で利益相反がないように公平性を担保した上で、民間事業者の公募をすることや法律に抵触しないように町長の裁量権などについて顧問弁護士と相談して体系を整理してもらいたい。

一つ、今回から湯楽里や老人福祉施設も指定管理にするとということだが、今いる職員の人数や賃金はどうなるのか。

一つ、指定管理にすると直営の運営と比べて施設利用者の増加や提供サービスの向上が望めるということだが、同じ人がやる中で、どういう根拠で事務の効率化などのメリットが出るという考えになるのか。

一つ、指定管理では事業者が利益を上げられる事業でないことは理解出来るが、従来のような第三セクターの形態は好ましくなく、公益性が高い事業なので、損益分岐を明確にした上で、コストを下げる努力によって持ち出しを減らせる運営をしてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

一つ、指定管理者制度の継続についての審議をお願いしているが、指定については議会の議決が必要になるので、3月定例会で議案を上程予定である。

- 一つ、公募による指定管理者の導入も出来るように新たに基本方針も作る予定にしているが、今回から指定管理制度を導入する老人福祉施設等については、現時点で公募する予定はない。
- 一つ、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項に基づいて指定管理者を指定する時には、議会の議決が必要になることが主な理由である。
- 一つ、指定管理者制度の指定は契約行為ではなく、町長が代表を務める社会福祉協議会等についても地方自治法第 142 条に規定する請負人の禁止事項にあたらないため、民法の双方代理の禁止には抵触しないと考えている。
- 一つ、健康センターの管理は昨年度から社会福祉協議会に業務委託しており、次年度からは桃陵苑も含めた指定管理にして内容を充実させることにしているが、職員の減少や賃金の減少ということではないと考えている。
- 一つ、利用料金制度を導入すると利用料金は指定管理者の収入になって、使用料をその都度、町の会計に入金する作業が不要になることや自助努力によって利用者を増やすと収入増にも繋がり、そこから新たな増客策を始め、コストを下げる柔軟な対応がとれば、事務の効率化になると考えている。

以上のような答弁があり、議題 1. 指定管理者制度については、本連合審査会として原案を了承した。

また、その他として、執行部より他 1 件の報告があった。以上、報告します。

議長（小川 保）

これをもって、委員長報告を終わります。

これより、ただ今の委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

お諮り致します。

2 月 15 日に行われました総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の委員長報告について、これを了承することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって総務教育・建設産業民生常任委員会連合審査会の委員長報告は、了承することに決定致しました。

続きまして町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第 4. 令和 6 年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

令和6年度施政方針を述べさせていただきます。

本日、令和6年第1回多度津町議会定例会の開会に当たり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに諸施策及び令和6年度予算の概要についてご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、令和 6 年度を初年度とした、これから 8 年間の本町の指針となる「第 7 次多度津町総合計画」を策定しております。

本計画では、まちづくりの基本理念として「町民の幸福度向上」と「共にづくり、共に進める、持続可能なまちづくり」を掲げており、目指す町の将来像を「主役は町民（わたし）歴史を未来へつなぐまち たどつ」と定め、この将来像を実現するための 4 つの基本政策を「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」、「安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり」、「にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり」、「時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり」としております。この 4 つの基本政策を軸に、各施策に取り組んでまいります。本町が皆様から「住みたい」、「住み続けたい」と実感して頂ける町であり続けるよう、これからもまちづくりに誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和 6 年度の我が国経済は、コロナ禍の 3 年間を乗り越え改善しつつあり、30 年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られる一方で、賃金上昇が物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然として力強さを欠いており、再びデフレに戻るリスクや潜在成長率が低い水準で推移しているなどの課題を抱えているとされております。

地方財政計画では、地方税は前年度比 0.3%減の 42 兆 7,329 億円、地方交付税は前年度比 1.7%増の 18 兆 6,671 億円、臨時財政対策債は前年度比 54.3%減の 4,544 億円が見込まれております。

このような背景の下、本町の令和 6 年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第 7 次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算及び防災はもとより、町民生活に必要な行政サービスの経費について、優先的かつ重点的に予算化したところであります。

その結果、令和 6 年度の一般会計予算総額は 94 億 1,100 万円、前年度との比較で 2.0%の増額となっております。また、令和 6 年度から地方公営企業法の一部が適用となる下水道会計を含めたその他の会計全体では、前年度比 2.0%減の 66 億 7,000 万円強、全会計合計では、前年度比 0.3%増の 160 億 8,000 万円強となっております。

ります。

次に、重点施策について申し上げます。

重点施策の 1 点目と致しましては、「人口減少対策としての地方創生事業」であります。

本町では、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第 2 期たどつの輝き創生総合戦略」に基づき、「たどつのゲンキを創る」、「たどつとツナガル人を増やす」、「たどつにスマタイ人を増やす」、「たどつのミライに向けて挑戦する」の 4 つを基本目標に据え、各種の人口減少対策や定住促進施策に取り組んでおりますが、来年度も引き続き、たどつの歴史・文化・伝統をいかした、魅力ある「まちづくり」と「ひとづくり」に取り組み、移住・定住・交流人口及び関係人口の増加を図ってまいります。

まず、魅力ある「まちづくり」を目指す施策と致しましては、交通の要衝として発展してきた多度津の歴史を県内外に発信するため、令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」について、「北前船日本遺産推進協議会」との連携を更に深めながら、最大限に有効活用し、交流人口等の増加に向けて一層取り組んでまいります。

また、本通一丁目の周辺、いわゆる「多度津町本町（ほんまち）」と呼ぶ地区には、港町・商家町（しょうかまち）としての歴史を反映した伝統的建造物群が、優れた歴史的風致を形成して今も残っており、学術調査により高い文化財的価値を有していることが明らかとなっています。そこで、この地区に伝統的建造物群保存地区の制度、いわゆる「伝建制度」を導入して、伝統的町並みの保存と歴史的な資源を活用した「まちづくり」に取り組み、ひいては、観光の振興、交流人口等の増加、移住・定住や空き家・空き地対策等の施策を推進してまいりたいと考えております。

こうした取組を行っていく上で、民間の方々のご理解、ご協力は不可欠であります。

「伝建制度」に関しては、「たどつ本町筋を愛する会」という民間推進団体が組織され、制度の導入に向けて各種 PR 活動が展開されております。また、本通商店街では、これらの活動に賛同する商店主や民間団体が結集し、『「第 4 土曜は！本町デー」実行委員会』が組織され、毎月第 4 土曜日に子どもも大人も楽しめるイベントが開催されており、本町のにぎわいづくりに繋がっております。

本町では、これら民間の方々と連携・協力しつつ、また、文化庁や県教育委員会からも適宜指導・助言を頂きながら、「伝建制度」の導入に向けて取組を行っております。昨年 4 月には学識経験者、民間団体及び地域住民の方を委員とした、多度津町伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置し、本町における制度の詳細を設計しているところです。また、「伝建制度」の内容について、地域住民の方々にご説明するために、職員が個別訪問を重ねながら、制度の導入等に関する同意書の提出をお願いしております。

今後とも、引き続き地域住民の方々の合意形成を図るとともに、審議会において保存地区の範囲や保存活用計画の策定等について検討を行ってまいります。なお、保存地区の決定については、都市計画審議会における都市計画決定が必要となるため、県と連携しながら、事務を円滑に進められるように致します。

これらの取組が完了次第、国に対して重要伝統的建造物群保存地区への選定を申し出てまいります。国の文化財である「重伝建」に選定された後は、国や県から補助を受けながら伝統的町並みの保存と活用を進めるとともに、町指定文化財である旧合田家住宅についても文化財的価値をいかした活用を行ってまいります。こうして地区全体の魅力を高めながら「まちづくり」を進め、その効果を町全域へと広げていきつつ、本町ならではの地域創生を実現してまいりたいと考えております。

次に、魅力ある「ひとづくり」を目指す施策といたしましては、まちづくり団体や住民との協働に引き続き取り組み、多度津町タウンプロモーション事業においては、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めております、本町の「魅力づくり」と「情報発信」への支援を継続することにより、本町の認知度向上と、まちの活性化に真剣に取り組む人々の増加を図ってまいります。

また、コミュニティ通貨まちのコイン「どつつ」の活用などにより、町内の事業者・団体と町内外に住む人々とのつながりを創り出し、交流人口と呼ばれる、観光目的で本町を訪れる人々だけではなく、本町と多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の増加にも併せて取り組んでまいります。

また、現在、設立に向けて準備を進めております「まちづくり公社（仮）」につきましても、魅力的なまちづくり・ひとづくりに資する事業に対して、官民両方の立場から機動的に取り組むことができる組織であると考えております。ヒト・モノ・カネの面で、地域内外をつなぎ、本町の持続的な発展に寄与できる組織とすべく、今年度につきましても、「まちづくり公社（仮）」の舵取り役となる人物の募集を行い、来年度以降、その人物と共に、具体的な事業計画を作成してまいります。

2点目は、「少子高齢化対策」であります。

「第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、『「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして』を基本理念に、地域と一体となって子育てしやすいまちづくりを進めてまいります。

近年、核家族化が進み、地域の繋がりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱いている妊婦や子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援体制の確保・強化に努めてまいります。

子育て家庭への経済的支援につきましても、妊娠や出産の届出を行った妊婦・子育て家庭に対し給付する「出産・子育て応援給付金」を、来年度は「出産・子育て応援ギフト」として、出産・育児関連用品を支給致します。あわせて、医療費無料化の対象を従来中学卒業までとしていたものを、昨年4月から高校卒業まで引き上

げており、引き続き子育て家庭の家計負担の軽減を図るとともに、子どもの健全な育成に寄与してまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、要保護児童対策部会などを通じ、関係機関との連携を強化するとともに、「多度津町児童虐待防止のための通告マニュアル」に基づき、児童虐待防止及び早期対応に努めてまいります。

次に、高齢化の進展に伴い、介護保険制度の安定的な運用がますます重要になっております。そのため、今年度に策定した「第 10 期高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」に基づき、制度の持続可能性の確保を図りつつ、適正な運用に努めてまいります。

また、高齢者を対象として、医療保険の保健事業と介護保険の介護予防事業を一体的に実施することにより、疾病予防・重症化予防と健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

3 点目は、「財政の健全化」であります。

昨年度に策定した「中期財政計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」に基づき、健全な財政運営に継続して取り組んでまいります。

本町の財政運営につきましては、財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも国の基準を下回り健全な範囲内となっているものの、近年、東日本大震災を教訓として様々な防災・安全対策事業を集中的に実施してきたことから、全国的にみて高い比率となっており、またここ数年、歳出に対する歳入の不足額を財政調整基金からの繰入により補てんしている状況が続いております。

今後の財政の見通しと致しまして、歳入面で、自主財源の大半を占める町税収入については増収の見通しが立たない中、歳出面では、少子高齢化に伴う社会保障費や老朽化が進む公共施設の改修などに係る経費の増加が見込まれ、また、数年後には新庁舎建設事業に係る町債の元金償還も始まることから、財政状況は厳しさを増していくものと見込まれます。

こうした中で、将来にわたって持続可能な町政運営を確かなものとするためにも、ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用など、あらゆる歳入確保策を講じるとともに、一層の行政の効率化などにより歳出の抑制を図り、現在の歳出超過の改善に努めることで、本町財政の健全性が保たれるよう取り組みを進めてまいります。

続きまして主要施策について、現在、最終の策定作業を進めております第 7 次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の 1 点目は、「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」であります。

まず、子育てをしやすい環境づくりであります。幼児教育無償化により、保護者の負担軽減と就労しやすい環境が整った一方で、保育ニーズが高まった ことによ

る待機児童問題につきましては、本町が独自に実施しております、保育所が人材派遣会社を通じて新たに保育士を雇用した際の人材紹介料を補助する「保育士人材紹介料補助金」など、保育士確保対策への補助を行うことや保育士等処遇改善事業補助金の実施により、保育士が働きやすい環境づくりに努めています。

また、町内保育所の老朽化に伴う施設整備に対し、国や県と共に財政支援を行うことで、保育を必要とする全ての子どもが保育サービスを受けることができるよう、今後とも保育所と連携・協力を図ってまいります。

放課後児童クラブにつきましては、町内全ての小学校区において全学年の受入れをしております。令和 2 年度から香川県作業療法士会の協力を得て、「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで、子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。今後とも、放課後児童クラブでは新型コロナウイルス感染防止を含めた安全性に配慮しつつ、児童の健全な育成を図るとともに保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任の保健師や助産師、保育士等が、安心して安全に出産・育児ができるよう妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、引き続き、保護者のニーズに対応した子育て環境を整備するとともに、ハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭・受療等により乳幼児の保育が一時的に困難になった場合に、乳幼児を預かり保育する「一時預かり事業」の更なる充実に努め、利用促進を図ってまいります。

次に、豊かな心を育てる教育の充実であります。子どもたちが明るい未来を描き、主体的に生きるための資質と能力を育むために、『「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育』を推進し、『「幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育』、『多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にされた教育』を推進していきます。

そのために、「確かな学力の育成」につきましては、「個を活かす協働的な学び」の実現と「個に応じたきめ細やかな指導」の充実のために、幼稚園及び小中学校において、各種支援員を継続配置するとともに、GIGAスクール構想により整備したネットワーク環境や 1 人 1 台パソコンを活用し、子どもたち一人ひとりに個別最適化した、資質や能力がより一層確実に育成できる教育を実現できるよう取り組んでまいります。

また、「豊かな心を育て、健康な心と体を育む取組」につきましては、幼・保・小・中の発達段階や学びの連続性を捉えた教育を推進するとともに、各種副読本などの教材を活用することによって「ふるさとを愛する心」など、道徳心を醸成してまいります。加えて、自他の命を大切にする健康教育を推進するとともに、部活動指導員を活用した部活動の地域移行への取組も推進してまいります。

また、「学校施設・設備の整備と教育環境の整備」につきましては、災害時には避難所となる多度津中学校体育館への空調設備設置事業やICTをより活用できる設備の整備を推進するとともに、様々な教育課題に対応できる人材を配置することにより教育環境の整備に努めてまいります。加えて、「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、保育・教育の充実、質的向上のために必要な事業であると考えておりますので、先行して実施する幼稚園の適正配置について、関係各課で諸課題について協議し、事業実施に向けてスケジュール感をもって進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に、補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、非行の早期発見や健全な社会環境づくり、心身共に健全な青少年の育成活動の推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域や高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、心身共にたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

児童・生徒の地域間交流体験活動につきましては、スポーツ少年団と子ども会による富山県南砺市福野地区との交流が再開され、地域の体験活動やスポーツを通じて互いの友情の輪を広げることが出来ました。引き続き心豊かな子どもの育成を図り、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を図ってまいります。

昨年度から成人式に代わり実施しております「二十歳のつどい」につきましては、対象者の有志でプロジェクトチームを組織し、企画・運営に参加することにより、対象者の気持ちに寄り添いながら、大人としての自覚を高め、思い出となる式典になるよう工夫してまいります。

さらに、放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、新型コロナウイルス感染症が感染症法上、5類感染症に移行しましたが、季節性インフルエンザ等の感染拡大の影響により規模を縮小して実施いたしました。来年度は、感染状況を踏まえながら魅力ある体験活動を実施するとともに、教室開催日数等の拡充を図ってまいります。

次に、誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくりであります。新型コロナウイルス感染症対策につきましては、多度津地区医師会の協力の下、ワクチン接種に努めたことにより、常に国や県を上回る接種率を維持しました。

今後とも、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザをはじめとする様々な感染症から身を守るために、町民の皆様へ感染症予防対策に関する知識の普及啓発を図るとともに、手指消毒、三密の回避など基本的な対策の徹底を呼びかけながら、引き続き、安全に安心して生活が送れるよう努めてまいります。

また、昨年に引き続き「第2次多度津町健康増進計画・第2次食育推進計画」に基づき、町民・地域・関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに、町民一人

ひとりが生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を目指し、健康増進と食育の推進に取り組んでまいります。

さらに、がん検診受診率向上対策につきましても、引き続き、脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など、関係機関との連携を強化し、徹底した感染症拡大防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまいります。

福祉医療につきましても、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後とも経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましても、運営を継続出来るよう、医師・看護師の確保と、医療機器・医薬材料の維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましても、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率の向上に努め、生活習慣病等の重症化予防に取り組んでまいります。また、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となったことから、医療機関等での利用について、周知に努めてまいります。

介護保険につきましても、サービス提供事業者に対する実地指導やケアプランの個別点検等により、制度の適正な運営に努めるとともに、社会福祉協議会・地域包括支援センターと連携して、介護予防・認知症予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましても、被保険者の増加により、医療費や保険料の増額が見込まれますが、香川県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者の介護予防と健康支援に取り組んでまいります。

国民年金につきましても、日本年金機構と連携し、住民に対する広報・啓発の推進や年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

また、来年度を初年度とする「第2次多度津町地域福祉計画・自殺対策計画及び成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画」につきましても、「みんなでつくろう！～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～」を基本理念に掲げ、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組むことで、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

障害者福祉の充実につきましても、来年度を初年度とする「第5次多度津町障害者基本計画・第7次障害福祉計画・第3次障害児福祉計画」に基づき「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに幸せを実感できるまちだつ」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

ひきこもり支援につきましても、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するた

め、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」をプラットフォームとするとともに、令和3年12月には、民間委託による「ひきこもり相談支援窓口」を開設しております。また、関係機関による年6回の実務者会を開催することで、各機関との積極的な情報共有による横のつながりを強化しており、今後とも当該取組を継続していくことで、支援対象者の実態やニーズの把握など、当事者にきめ細やかに寄り添った相談体制の一層の拡充を図ってまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう、支援が必要になった方の暮らしを様々な角度からサポートしてまいります。次に、生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、地域交流センターを有効活用して、生涯学習や社会教育の活動を支援するとともに、公民館においては町民が生涯にわたり学びを深め、また、学習活動を続けていくため、公民館講座等の情報提供や活動の場の提供を行ってまいります。また、図書館活動につきましては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど、誰もが安心して快適に学習ができる環境の維持・構築に努めます。さらに、生涯学習に関する各種推進計画の見直しにつきましても、今後とも協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を支援するとともに、引き続き、各種ウォーキングイベント、町民体育館やさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持や増進のきっかけづくりに努めてまいります。

また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢見て競技や練習に取り組むことの出来るスポーツ環境の整備を進めてまいります。

なお、社会教育施設につきましては、老朽化が進んでいることから、計画的に修繕・改修を行い、利用者の方々が安心して利用して頂けるよう引き続き努めてまいります。

基本政策の2点目は、「安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり」であります。

まず、安全で快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地のスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け「多度津町都市計画マスタープラン」やJR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

なお、「立地適正化計画」の内容を具現化し、平成30年度から取り組んでおります「多度津駅周辺都市再生整備計画事業」につきましては、今年度をもって事業完了となり、今後は「立地適正化計画」の見直しを図りながら、次期「都市再生整備計

画」についても検討を行ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備と致しましては、令和 4 年 3 月に県道丸亀詫間豊浜線（西白方工区）のさぬき浜街道が暫定 2 車線で供用となりましたが、4 車線化の早期整備と県道多度津丸亀線のさぬき浜街道まで区間の早期完成に向け、引き続き、県に対して働きかけを行ってまいります。また、町道整備につきましては、舗装路面性状調査結果の整備計画に基づき、計画的に整備を進めてまいります。さらに、都市計画道路の一般県道部の整備促進や、町道部についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

公共交通の利便性向上と利用促進につきましては、住民ニーズの把握等を行い、今後の公共交通の在り方を検討するとともに、交通事業者とも連携して公共交通機関の利用促進を図ってまいります。

また、離島航路につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に継続して取り組むとともに「島しょ部航路運賃助成事業」を実施してまいります。

また、高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などで開催予定の PR イベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業を引き続き推進するとともに、近年増加傾向にある高齢者が関係する事故の抑止を図ってまいります。

また、昨年 4 月から、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務となったことから、着用率の向上を図るため、継続して普及啓発に努めてまいります。

今後とも引き続き、関係機関・団体等と緊密に連携し、交通安全活動や各種啓発を行い、町民全体の交通安全意識の高揚をはじめ、交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図ってまいります。

令和 4 年 9 月に開園しました「道福寺公園」につきましては、防災機能付き複合遊具及び非常用電源付きソーラー照明を昨年 4 月に整備いたしました。また、同公園の利用者の増加に伴う駐車場不足の解消に対応するため、公園付近の県道高架下に駐車場用地を確保したところです。今後は災害時の緊急避難場所としての活用も含め、周辺地域はもとより、多くの町民の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流できる公園を目指してまいります。また、その他の公園及び緑地や水辺につきましても秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るための啓発活動を継続して行ってまいります。また、老朽化した施設について、ストックマネジメント計画に基づいた適切な維持管理をしていくため、計画的に施設の長寿命化や更新工

事を進めるとともに、地方公営企業法の適用により、経営の安定化や透明性の確保を図り、適正な使用料や持続可能な経営計画の検討を進めてまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、雨水幹線の整備を計画的に進めており、今年度は、堀江第 2 排水区において雨水幹線の整備に着手しております。来年度も引き続き、雨水幹線の整備を進めてまいります。

また、ポンプ施設につきましては、ストックマネジメント計画等に基づき、昨年度から着手しておりました新町排水ポンプ場の老朽化したポンプ等の更新が完了致しました。今後とも雨水の排除能力の維持向上に努めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について、補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への早期転換を促進してまいります。

水防対策についてですが、桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。引き続き、河川改修の早期完成を県に要望するとともに、県と協議しながら桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年 6 月に策定した「第 2 次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民・事業者・各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。また、一般廃棄物の処理につきましては、「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進し、ごみ処理業務の効率化を図るとともに、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を行う 3R 運動を推進し、リサイクル率の向上及びごみの減量化を図ってまいります。また、ごみ収集指定袋の形状についても従来の平袋型に加えて、新たに可燃大に取っ手付き型を追加し、ごみ出し時の利便性向上を図ってまいります。さらには、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減等、新たな課題にも適切に対応し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでまいります。

人と動物との共生に関しましては、野良犬や野良猫の対策として、犬や猫の不必要な繁殖防止のため、不妊・去勢手術費用助成を継続してまいります。

また、野良猫の繁殖が地域の問題となっていることから、地域住民の認知と合意の上、地域で野良猫に不妊・去勢手術を行って共同管理する地域猫活動を行う団体に対する助成を継続し、人と動物との調和の取れた共生社会を目指してまいります。

次に、安心して暮らせる環境の整備であります。防災体制の整備につきましては、近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害、浸水等の水害など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、各小学校区における防災訓練を実施し、地域防災力の向上

を推進してまいります。あわせて、今後とも最新の災害想定に合わせてハザードマップ等を適宜更新し、町民の皆様へ周知・啓発することにより防災意識の高揚を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図るとともに、企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど、官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、令和 3 年度改正された災害対策基本法に基づく避難情報の変更については、全戸配付やホームページへの掲載等により町民の皆様へ周知しておりますが、引き続き広報等により啓発するとともに、災害発生時には避難情報等が町民の皆様へ伝わるよう、防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用してまいります。

指定避難所につきましても備蓄品の適切な管理と生活環境の向上に向け、計画的な整備を実施してまいります。

消防体制の強化につきましては、大規模災害などに備えるため、過去の災害を教訓に「自助・共助・公助」を基本として、地域防災の中核となるべき消防団に対して、消防団員が入団しやすい環境や活動しやすい体制づくり、資機材などの更新、さらには継続訓練などで消防技術の向上と人材の育成に努めてまいります。また、女性防火クラブ・少年消防クラブと協力して、防災・防火活動の普及促進や啓発活動を継続し、自治会をはじめとする各種団体への消防訓練指導や各種講習会を通じて、防災・防火意識の高揚を図り、あわせて、消防職員数の適正化及び車両・資機材・水利などの計画的な更新・整備に努め、消防力の充実・強化にも取り組んでまいります。

一方、平成 26 年 4 月から共同運用を開始した丸亀市・善通寺市・多度津町の「中讃消防指令センター」につきましては、多様な受信体制を整え、大規模災害の発生や重複救急通報の際に、隣接する消防本部と緊密な連携の下、早急に相互応援体制を取ることが可能となり、被害の軽減にも寄与していることから、この体制を今後とも維持してまいります。

また、急速な高齢化の進展を背景に、増加傾向が続く救急業務につきましては、安全・安心な救急搬送体制の確保・維持を継続して、島しょ部についても多様な救急要請に対応出来る体制及び環境整備に取り組むとともに、「離島救急患者輸送費補助事業」など、各種の支援事業を実施してまいります。

さらに、救命講習会を定期的に開催することで、広く住民に応急手当ての普及を図りながら、救命率を向上させるための救急救命士の養成及び特定医療行為が可能な認定救命士を育成するとともに、資格・認定取得後も関係機関が定める講習や研修に参加することにより、救急救命士の資質維持と処置拡大などにも対応して、高度な救急体制を築いてまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、昨年 12 月 13 日に施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）」及び「空家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的に対策を実施してまいります。また、危険空き家対策として「多度津町老朽危険空き家除却補助事業」を引き続き実施してまいります。

住宅の耐震化につきましては、今年 1 月に発生した能登半島地震の被害状況や将来発生可能性がある南海トラフ地震を踏まえ、住宅の耐震化をより進める必要があることから、「住まいの耐震化無料相談会」及び「民間住宅耐震対策支援補助事業」の周知徹底に努め、住宅の耐震化を促進してまいります。

町営住宅の整備・充実につきましては、「多度津町町営住宅長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理及び用途廃止に伴う解体を行うとともに、長寿命化を図るため、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、計画的な建て替え事業を検討してまいります。

消費者被害対策の充実であります。警察及び消費者団体と連携した特殊詐欺防止キャンペーンのほか、県が設置する消費者安全確保地域協議会へ参加するとともに、関係機関と連携し、被害の未然防止のための啓発に努めてまいります。

次に、環境に配慮したゼロカーボンシティの実現であります。2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティへの挑戦を令和 4 年 3 月に宣言以来、昨年度に「多度津町再生可能エネルギー導入計画」を策定し、今年度は町全体を対象とした「多度津町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしました。今後は、これらの計画をもとに本町の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。

これまでに本町では、豊富な日射量をいかした太陽光発電の導入を推進しており、住宅用太陽光発電システムの設置補助制度を実施してまいりましたが、来年度は、新たに徹底した省エネルギー対策の推進として、電気自動車等の普及促進に向けて町内に EV 充電スタンドを設置する取組や省エネ効果の高い家電製品への買換促進補助制度等を実施してまいります。

また、ごみ排出量の削減として、3R 運動の推進、リサイクルの徹底とごみの削減に向けた普及啓発にも努めてまいります。

そのほか、環境省が推進するクールチョイス（地球温暖化対策に資する「賢い選択」）や消費行動の変容、ライフスタイルの変革を後押しする新たな取組「デコ活」、緑のカーテン事業の実施など、町民や事業者への積極的な情報発信に努め、本町の豊かな自然や特色のある産業・文化を未来の世代に引き継ぐため、町全域の温室効果ガスを削減するための施策を主導してまいります。

基本政策の 3 点目は、「にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり」であ

ります。

まず、地域経済・地域産業の活性化であります。農業につきましては、国において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に食糧安全保障の確立、農林水産物の輸出促進、農林水産業のグリーン化、スマート農業の推進等の数々の施策を推進するとの方針が示されております。

また、水稲につきましては、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づいて生産することとなっております。

こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画に基づき、単独県費補助事業や単独町費の補助制度に基づく事業を推進するなど、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めるとともに県営地域ため池総合整備事業により、ため池の整備を図り、農業生産の確保を念頭に農業振興地域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業・農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。特に、多面的機能支払制度につきましては、来年度から既存の活動組織を含む町内全域を対象とした大規模組織を立ち上げ、本町全体での活動に取り組んでまいります。

農業委員会につきましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。

農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、多度津高等学校と連携し、アライグマ等に対応した中型動物用の箱わな製作を検討してまいります。また、丸亀地区・善通寺地区両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲・駆除に努めるとともに効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要の減少、また、漁獲量の減少や魚価の低迷、漁業者の高齢化及び後継者不足等が続いており、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業、カキ等の養殖事業及びマダコ・キジハタ等の稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、さらに「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援

に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画に沿って、効率的な維持・管理に努めてまいります。淡水魚につきましても養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、原油価格・物価高騰等の影響を受けている町内の企業や事業者に対する支援策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。あわせて、自社や新商品等の広告宣伝及び町内産農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業等を通じて、販売力の強化を支援するとともに、香川県よろず支援拠点による経営個別相談会を引き続き開催し、事業者へのきめ細やかな支援を続けてまいります。また、新工場等の設立に対する助成措置による企業誘致や留置の促進を続けてまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関、関係機関と連携しながら、セミナーの開催による創業希望者の支援や掘り起こしを行うとともに、多度津町創業支援補助金制度により、開業率の向上による町産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、ハローワークと連携して出張ハローワークを引き続き実施するとともに香川県就職・移住支援センターとの連携による町内企業と求職者のマッチング事業を推進してまいります。また、町内企業を紹介する冊子の配布や、中学校における地元企業PR事業を通して、若い世代の方が町内企業の魅力を知る機会を設け、将来の地元での就職に繋がるよう発信を行ってまいります。

次に、魅力あふれる観光の振興であります。来年には「瀬戸内国際芸術祭 2025」及び「大阪・関西万博」と国際的にも注目されるイベントが開催されますが、昨年のアフターコロナから、現在はウィズコロナ、ポストコロナといわれる新しい局面に入っており、国内外からより多くの観光客などが見込まれますので、県や各種団体などの関係機関と連携し、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ態勢の整備・強化を図ってまいります。

また、観光振興団体への支援や観光情報の発信を行うとともに、従前から行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による本町への来訪者の増加、交流人口等の拡大に努めてまいります。

次に、多様な交流の促進であります。将来にわたる人口減少を少しでも和らげるための移住・定住促進施策として、町内でも増加している空き家の利活用や東京圏からの移住、本町で新婚生活を送られるご夫婦への経済的な支援を継続するとともに、移住フェアなど、都市圏等で行われる各種イベントに出展し、本町での暮らしやその魅力について、積極的にPRしてまいります。

また、地域おこし協力隊につきましては、隊員 1 名が地域協力活動として、イノシ

シ対策を含めた離島の活性化に取り組んでおりましたが、今年度、任期満了を迎えたため、新たな隊員の募集を行い、今後とも隊員が地域の方と協力して活動に取り組んでいけるよう、体制づくりを進めるとともに本制度をより積極的に活用し、地域力の維持・強化を図ってまいります。

次に、地域資源を活かしたまちづくりにつきましては、文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」において、様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供するとともに、公民館では、地域の方々の学習や交流活動の拠点として地域に根ざした活動を行い、学習活動の発表の場としての文化祭等を開催して文化の向上に努めてまいります。資料館におきましては、様々な分野の企画展等を開催し、本町の歴史や伝統の魅力を伝えるとともに、その価値が再発見できるよう働きかけてまいります。また、貴重な文化財を積極的に活用し、文化財に親しむ機会の提供や情報の発信にも努めてまいります。

基本政策の4点目は、「時代のニーズに応える持続可能なまちづくり」であります。まず、コミュニティを軸とした官民協働のまちづくりであります。コミュニティ助成事業等、コミュニティの活性化に係る各種の情報発信に努めてまいります。また、住民ワークショップやアンケート等を通じて、多くの住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、民間企業等とそれぞれの強みをいかした協働の取組を検討しながら、まちの活性化に取り組んでまいります。

次に、多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第14条において、「すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする各法令や令和3年2月に策定した「第4次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消や人権尊重の社会を実現するために取り組んでまいります。また、令和2年度に仲多度郡3町が合同で実施した「人権・同和問題に関する意識調査」の分析結果も踏まえ、新計画等と併せて施策に反映させることで、更なる町民一人ひとりの人権が保障されたまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができ、まちの実現を目指し、昨年6月に公布された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の理念にのっとり啓発に努めるとともに、昨年10月から香川県パートナーシップ制度が始まったことから、県及び各市町との連携により、宣誓手続きの簡素化や利便性の向上に努めて

まいります。

男女共同参画の推進につきましては、「男女共同参画社会基本法」をはじめとする各法令や令和 3 年 6 月に策定した「第 3 次たどつ男女共同参画プラン」に基づき、県や定住自立圏を形成する近隣市町とも連携し、男女共同参画社会形成のための施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスや女性が活躍できるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、時代の要請に対応した行財政運営であります。行政改革につきましては、限られた財源と人的資源の中で社会情勢の変化や住民ニーズの複雑化に対応すべく、「行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」の下、実施し、それぞれの事務について定期的な点検・検証を行うことにより、効率的・効果的に進めてまいります。

財政運営につきましては、令和 4 年度決算における実質公債費比率は、前年度から 0.4 ポイント減少して 11.3%となりました。また、将来負担比率は、前年度から 9.3 ポイント減少して 173.1%となりました。いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な範囲内ではありますが、全国的に見て高い比率となっておりますので、今後は町債の新規発行額の抑制により数値の改善を図りながら、更なる事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行うことで、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

また、本町が人口減少対策として実施している施策を取りまとめた「第 2 期 たどつ輝き創生総合戦略」につきましては、来年度に計画終期を迎えることから、改訂作業に取り組んでまいります。

なお、改訂作業に当たりましては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、昨年 12 月に「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」が示されましたので、国の示す内容を勘案し、改訂作業に取り組んでまいります。

また、組織・機構の在り方についても常に点検を行い、必要に応じて変更などを加えることで、更なる住民サービスの向上に繋げてまいります。

国の重点施策である「マイナンバー制度の推進」につきましては、デジタル社会の鍵を握ると言われており、本町でもマイナンバーカードの交付率は 8 割近くに達しております。今後とも出張申請や夜間・休日開庁の実施などにより、円滑な交付体制の整備に努めるとともにマイナンバーカードの更なる普及促進に努めてまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましても、制度に関する情報を積極的に収集し、企業への働きかけなどを積極的に実施してまいります。

広域行政の推進につきましては、日々変化する社会情勢や多様化する住民ニーズに対応していくため、丸亀市を中心市として構成される定住自立圏域での連携を更に深めてまいります。「第 3 次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」に計画されているスケールメリットをいかした取組を実施することで、圏域全体の活性化に努めて

まいります。

以上、私の令和6年度の町政に臨む所信を申し上げます。

燃料価格・物価高騰などの影響が続く中、人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化など、引き続き粘り強く取り組むべき多くの課題を抱え、厳しい町政運営が続くものと考えておりますが、冒頭に申し上げます町の将来像「主役は 町民（わたし）歴史を未来へつなぐまち たどつ」を目指し、本町の特色をいかしつつ、町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が職務に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、令和6年度施政方針についてを終わります。

町長、ご苦勞様でございました

ここで、暫時休憩に入ります。

再開は10時50分と致します。よろしくお願い致します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第5. 議案第1号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

お早うございます。

議案第1号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

社会福祉法人多度津福祉会が運営しております桃陵苑に隣接しています多度津町生活支援ハウス「ほのぼの荘」の条例におきまして、平成13年に厚生労働省が発出しました高齢者生活福祉センター運営事業の実施についての一部改正についての通知に則した対象者の年齢等の見直しや使用料の計算方法等を明文化するため、本条例の全部改正をしようとするものです。なお、使用料や事業の内容の変更はございません。

改正につきましては、条例名を多度津町生活支援ハウス「ほのぼの荘」設置条例に

改め、第1条は設置を、第2条は名称及び位置を、第3条は事業を、2ページをお開き下さい。第4条は対象者を、第5条は入居利用の申請及び許可を、第6条は利用許可の取消し等を、3ページをお開き下さい。第7条は使用料等を、第8条は損害賠償を、第9条は指定管理者による管理を、第10条は指定管理者が行う業務を、4ページをお開き下さい。第11条は指定管理者の指定の申請を、第12条は指定管理者の指定を、第13条は事業報告書の作成及び提出を、5ページをお開き下さい。第14条は事業報告の聴取等を、第15条は指定の取消し等を、第16条は個人情報の取扱いを、第17条は利用料金を、6ページをお開き下さい。第18条は利用料金の減免を、第19条は適用除外を、第20条は立入検査を、第21条は審議会を、第22条は委任をそれぞれ規定するものでございます。

なお、附則としてこの条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の設置及び管理に関する条例の全部改正についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第2号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正について、議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第2号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正につきまして提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。地方自治法第243条の2が第243条の2の8に改正されることに伴い、引用する本条文の条ずれを解消するため、第3条の地方自治法第243条の2を第243条の2の8に改めるものです。

なお、附則と致しまして、施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

続きまして議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして提案説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。これまで地方自治法で育児休業をしている職員に係る期末手当の支給対象から会計年度任用職員は除外されておりましたが、会計年度任用職員も含めるように改正されたことに伴い、本条例第 7 条第 1 項においても育児休業をしている職員に係る期末手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるように改めるものです。

1 ページ下段から 2 ページをご覧ください。第 7 条第 2 項は、第 1 条の改正による字句の訂正を行っております。

なお、附則と致しまして、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 号、議案第 3 号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 4 号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第 4 号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が、令和 5 年 5 月 8 日に公布されたことに伴い、引用条文が「条ずれ」を起こしたことから所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。

1 ページをご覧ください。第 5 条は、請求又は要求による監査に関する規定で、本文中の 4 行目から 5 行目及び 9 行目から 10 行目にかけての第 243 条の 2 の 2 第 3 項を第 243 条の 2 の 8 第 3 項と改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 4 号、多度津町監査委員に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第8. 議案第5号、多度津町使用料条例の一部改正について、議案第6号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長（石井 克典）

それでは議案第5号及び議案第6号を一括して提案説明申し上げます。

議案第5号、多度津町使用料条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

従来から町営墓地においては、町民の墓地需要に対して十分な供給を行うため、多度津町墓地使用規則の規定により、原則として墓地を使用するもの1人に対して使用許可出来る区域を1区画までとしており、一部の町営墓地を除き2区画目の使用については、特別な事情がある場合に限り、既定額の2倍の額の使用料を納めることにより使用を許可しておりました。

しかし、近年では墓じまいや納骨堂への収蔵が増加していることから、墓地の需要が減少傾向にあり、墓地の返還数が新規貸出数を上回る状況が続いていることに加え、今回改正する葛原墓地及び葛原南墓地については未使用区画についても十分に余裕があり、以前から葛原南墓地については、3区画以上を使用することで一体的に利用したいとの要望も寄せられておりましたので、町営墓地の未使用区画を有効活用することで町民の要望に応えるとともに町の増収に繋がることから、葛原墓地については2区画の使用について使用料条例にも明記するとともに葛原南墓地については最大4区画までの使用を許可出来るように改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1ページの新旧対照表をご覧ください。下線で示してある部分が改正箇所でございます。別表第2（第2条関係）の表中、財産又は公の施設の内、葛原墓地の使用単位に2区画を加え、その使用料として435,000円と定めるものでございます。

また、葛原南墓地についても使用単位に2区画、3区画、4区画を加え、その使用料として、1,140,000円、1,520,000円、1,900,000円と定めるものでございます。

2ページをご覧ください。なお、附則において施行日は、令和6年4月1日と規定しております。

続きまして、議案第6号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、ごみの減量化、分別の徹底、ごみ処理費用の公平な負担を目的に平成10年7月より導入しております「ごみの指定袋」について、町民からの形状変更の要望及び近隣市町のごみ指定袋の形状の現状などを踏まえ、利用者の利便性の向上を図るため、現行の可燃ごみ指定袋「大」サイズよりも容量を大

きくし、取っ手付きの形状とした「特大」サイズを新たに導入するため、本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

1ページの新旧対象表をご覧ください。下線で示してある部分が改正箇所でございます。

別表第1（第15条関係）の表中の区分、「家庭廃棄物」の「可燃ごみ」の種類に新たに「特大」を加え、その手数料として「1袋につき50円 指定袋による徴収」と定め、区分下段の「事業系一般廃棄物」の「可燃ごみ」の種類においても同様に種類に「特大」を加え、その手数料として「1袋につき50円 指定袋による徴収及び10キログラム毎に200円」と定めるものでございます。

なお、附則において施行日は、令和6年4月1日と規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第5号、多度津町使用料条例の一部改正について、議案第6号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを一括して提案説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第7号、多度津町介護保険条例の一部改正について、議案第8号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第7号及び議案第8号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第7号、多度津町介護保険条例の一部改正についてご説明致します。

介護保険法の規定により3年ごとに介護保険事業計画を策定することとなっており、過去の実績等に基づき3年間の介護給付費を推計し、その財源の一部となる第1号被保険者の保険料を設定しております。このことにより、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料の見直しをしようとするものでございます。それでは、新旧対照表によりご説明致します。

（保険料額）第2条において、表右改正前の下線部分、令和3年度から令和5年度までのを表左改正後の下線部分、令和6年度から令和8年度までのに改め、同条第1号において3万6,600円を3万3,300円に、同条第2号において5万4,900円を5万140円に、同条第3号において5万4,900円を5万500円に改め、2ページを開き下さい。同条に次の4号を加えようとするもので、同条第10号と致しまして、令第38条第1項第10号に掲げる者13万9,080円、同条第11号と致しまして、令

第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 15 万 3,720 円、同条第 12 号と致しまして、令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 16 万 8,360 円、同条第 13 号と致しまして、令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 17 万 5,680 円に改めようとするものです。

附則におきまして、施行期日として第 1 条、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置として第 2 条、改正後の多度津町介護保険条例第 2 条第 1 項の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものです。

次に議案第 8 号、多度津町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明致します。

本町におきましては、現在も児童福祉施設等に入所している児童であって扶養義務者のいない者については、児童福祉法に規定する措置の対象となり、医療費は公費負担となることから国民健康保険の被保険者の適用除外として取り扱っておりますが、この度、県下統一して条例に定めることとなり改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明致します。

1 ページの表右改正前の下線部分、第 3 章被保険者を表左改正後の下線部分、第 3 章被保険者とししないものに改め、第 4 条 削除を第 4 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は同法の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。に改めようとするものです。

なお、附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 7 号、多度津町介護保険条例の一部改正について及び議案第 8 号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第9号、多度津町空家等適正管理条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

設課長（三谷 勝則）

議案第 9 号、多度津町空家等適正管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）が令和 5 年 12 月 13 日に施行されたことに伴い、同法の内容を踏まえた

多度津町空家等適正条例の所要の改正しようとするものです。

主な改正内容につきましては、「空家等の所有者等に関する情報の利用等」及び「適正な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置」などを追加するものです。併せて本条例の字句等を改正するものであります。

それでは、新旧対照表により、ご説明致します。

1ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側が改正前、左側が改正後でございます。

1ページ中段をご覧ください。第1条は目的を下線部のとおり改めるものです。第3条は町の責務を、第4条は空家等の所有者等の責務を、また、第5条は情報提供を下線部のとおり改めるものです。

2ページ中段の第6条は空家等対策計画で、総合的かつ計画的に実施するため、計画を定め、公表しなければならないことについて下線部のとおり追加するものです。第7条は多度津町空家等協議会の設置及び協議事項、組織に関する項目を下線部のとおり追加するものです。

3ページ中段をご覧ください。第8条は実態調査を下線部のとおり改めるもので、第9条では実態調査のため必要があると認めるときの立入調査について、下線部のとおり追加するものです。

4ページ下段をご覧ください。第10条は空家等の所有者等に関する情報の利用等で、固定資産税の課税など空家に関する情報提供を求めることについて下線部のとおり追加するものであります。

5ページ中段をご覧ください。第11条は適正な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置で、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態にあると認めるときに所有者に対し必要な措置をとるよう指導、勧告することが出来ることについて下線部のとおり追加するものです。

6ページ中段をご覧ください。附則と致しまして、この条例は公布の日から施行することとし、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を下線で示すように空家等対策協議会員、日額5,000円を追加致します。

以上、簡単ではございますが、議案第9号、多度津町空家等適正管理条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第10号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について、議案第11号、多度津町都市公園条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課主幹、喜田 君。

建設課主幹（喜田 浩希）

議案第 10 号及び議案第 11 号について一括にて提案説明を申し上げます。

始めに議案第 10 号、多度津町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法の改正内容に応じて本条例の一部を改正しようとするものです。それでは、新旧対照表によりご説明致します。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。「別表第 1（第 2 条関係）」21、漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。とするものでございます。

続きまして議案第 11 号、多度津町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

多度津町都市公園条例により設置されている都市公園のうち、堀江公園の管理については、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者として管理業務を行わせており、その使用に係る料金は本条例の規定に基づき収納しています。

この料金については、指定管理者と締結する基本協定書に指定管理者の収入とさせる旨を規定しておりますが、本条例にその規定が整えられていないことが判明したことから、その他の文言上の不備への対応を含め、本条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、新旧対照表により、ご説明致します。

1ページをご覧ください。指定管理者が行う業務、第15条第1項第4号として使用料の徴収に関する業務を追加し、第4号を第5号へ繰り下げるものでございます。

また、同条第2項として前項の場合における第3条、第6条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。を追加するものでございます。

次に第15条の2として、見出しで利用料金を追加し、第15条の2、町長は、都市公園の管理を第14条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に都市公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。2ページをご覧ください。また、同条の2第2項、前項の場合において、利用料金の額は第10条の規定にかかわらず別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるも

のとする。その額を変更しようとするときも、また同様とする。をさらに第15条の3として、見出しで利用料金の減免を追加し、第15条の3、指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。をまた、第15条の4として見出しで利用料金の不還付を追加し、第15条の4、既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。を、また、第15条の5として見出しで適用除外を追加し、第15条の5、第15条の2第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第10条及び第11条の規定は、適用しない。を追加するものでございます。

次に個人情報の取扱い第21条第1項中の公の施設を都市公園に改め、3ページをご覧ください。「き損」を漢字の「毀損」に、「、その他」を「その他」に字句の訂正を行い、また、同条第2項中の「管理する公の施設」を「その管理する都市公園」に改め、「従事している者」の後に「（以下この条において「従事者」という。）」を追加し、さらに「公の施設」を「都市公園」に改めるものでございます。

次に損害賠償の義務、第23条中の「き損」を漢字の「毀損」に字句の訂正を行うものでございます。

また、第27条に見出しで「過料」を追加し、第28条中の「対して」の字句の訂正を行うものでございます。さらに第29条に見出しで「両罰規定」を追加し、4ページをご覧ください。同条中の「罰するの」を「罰する」に改め、各本条の字句の訂正を行うものでございます。

次に別表第3、第10条の後に第15条の2を追加するものでございます。

なお、附則と致しまして、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第10号、多度津町風致地区内における規制に関する条例の一部改正について、議案第11号、多度津町都市公園条例の一部改正について一括にて提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第12号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第12号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が

令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法施行の改正内容を踏まえ、本条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、新旧対照表により、ご説明致します。1ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側が改正前、左側が改正後でございます。

第6条の第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改めるものです。

なお、附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第12号、多度津町公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての提案説明をさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13. 議案第 13 号、多度津町漁港管理条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。産業課長、村井 君。

産業課長（村井 崇一）

議案第 13 号、多度津町漁港管理条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は漁港施設の有効活用等を図ることを目的として公布されました漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）により、漁港漁場整備法について題名の変更及び一部の改正が行われました。

これに伴いまして、多度津町漁港管理条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

第 1 条につきまして、漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めております。これは、引用する法律であります「漁港漁場整備法」の題名の変更によるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。とするものでございます。

以上、議案第 13 号、多度津町漁港管理条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 14. 議案第 14 号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

議案第 14 号、多度津町消防手数料に関する条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部を改正する政令が令和 5 年 12 月 6 日付で交付され、手数料の標準額が見直されました。

これに伴い、消防関係手数料については、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額の標準を改定する等の必要があることから、本条例の一部を改正して条文を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対照表を用いて、主な改正点について、ご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正箇所であります。

タブレットの 1 ページ下段から 2 ページをご覧ください。本条例、申請手数料第 2 条第 1 項の別表第 1 に記載されている特定屋外貯蔵所に係る手数料のうち「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」の設置の許可の申請に係る審査手数料を貯蔵最大数量毎に金額を改め、整備するものであります。

なお、附則としまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではありますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 15. 議案第 15 号、多度津町公園、緑地管理に関する条例の廃止についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課主幹、喜田 君。

建設課主幹（喜田 浩希）

議案第 15 号、多度津町公園、緑地管理に関する条例の廃止について提案説明を申し上げます。

本議案の多度津町公園、緑地管理に関する条例は、栄町 3 丁目甲 440 番地の国有地に公園・緑地を設置、管理する目的で制定されたものですが、県事業の東桜川改修による河川拡張に伴い本条例に規定しております二ツ橋公園緑地が消滅したため、本条例を廃止するものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は、公布の日から施行する。とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 16. 議案第 16 号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、冨木田 君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

議案第 16 号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

現在、健康福祉課で所管しております各校区放課後児童クラブと白方を除く 3 校区の四つ葉クラブにつきましては、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了することから各施設の管理状況や利用者サービス等指定の更新について検証を行いました。

その結果、指定管理者制度の導入により、それぞれの施設におきましては児童の安全管理に努めながら円滑な施設運営を行っており、また、支援員に対して計画的な研修等の職員育成を行なっております。支援員と保護者の信頼関係も構築されており、引き続き、同協議会に管理を行わせることが適当と考えております。

なお、指定期間につきましては、多様化する保護者のニーズや安定的な支援員の確保を図るため、将来的には同協議会だけでなく広く民間事業者の参入を可能にするため、現在の 3 年間から 1 年間に短縮するものでございます。

以上のことから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町放課後児童クラブ条例第 9 条の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで同協議会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 16 号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 17. 議案第 17 号、多度津町町民健康センター内湯楽里の指定管理者の指定について、議案第 18 号、多度津町町民健康センター内老人福祉施設の指定管理者の指定について、議案第 19 号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第 20 号、多度津町生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）の指定管理者の指定について、議案第 21 号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 17 号から議案第 21 号までの 5 議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第 17 号、多度津町町民健康センター内湯楽里の指定管理者の指定について、及び議案第 18 号、多度津町町民健康センター内老人福祉施設の指定管理者の指定についてご説明致します。

町民健康センター内にあります湯楽里及び老人福祉施設におきまして、現在、湯楽里は社会福祉法人多度津町社会福祉協議会と、老人福祉施設は社会福祉法人多度津福祉会と委託契約を締結し事業を実施しておりますが、来年度からこの 2 施設におきましても指定管理制度を活用しようとするものです。それぞれの施設の業務委託中におきましては、施設の管理や利用者への対処等、適切に業務が遂行されていることから湯楽里は社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を、老人福祉施設は社会福祉法人多度津福祉会を管理者として指定し、施設の効率的運営により利用者のサービス向上に繋げていきたいと考えております。

次に議案第 19 号、多度津町いこいの家の指定管理者の指定について、議案第 20 号、多度津町生活支援ハウス「ほのぼの荘」の指定管理者の指定について及び議案第 21 号、多度津町介護予防拠点施設（四箇地区いきがい健康館）の指定管理者の指定について、ご説明致します。

現在、いこいの家及び四箇地区いきがい健康館の管理につきましては、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会を、また、生活支援ハウスの管理につきましては、社会福祉法人多度津福祉会を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、各施設の管理状況及び利用者への対処や適切なサービス提供等の確認をし、指定の更新について検証を行いました。その結果、各施設につきまして、指定管理者制度により管理運営の効率化が図られているとともに施設管理面での権限の委譲及び責任の明確化などにより、小規模の修繕等への対応が迅速に出来ており、一定の成果が上がっていることや本来の設置目的に加え、効率的な運営により利用者のサービス向上に繋がるという観点からも現在、管理を指定している団体に引き続き管理を行わせることが適当と考えております。よって、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び各施設の設置条例の規定により、指定管理者として令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、それぞれの施設の管理を社会福祉法人多度津町社会福祉協議会及び社会福祉法人多度津福祉会に指定しようとするものであります。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 17 号から議案第 21 号までの 5 議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18. 議案第 22 号、堀江公園の指定管理者の指定についてを議題と致します。
タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課主幹、喜田 君。

建設課主幹（喜田 浩希）

議案第 22 号、堀江公園の指定管理者の指定についての提案説明を申し上げます。
堀江公園につきましては、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定
管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、施設の管理状況や
施設の利用状況など指定の検証を行いました。その内容においては、施設の管理経費
及び施設の利用について効率的な運営が行われており、現在、管理を委託している
団体に引き続き管理を行わせることが適切と考えております。

よって、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町都市公園条例第 17 条の規定に
より、指定管理者として令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 箇年を引
き続き同財団に指定しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 22 号、堀江公園の指定管理者の指定
についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 19. 議案第 23 号、多度津町公民館の指定管理者の指定について、議案第
24 号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について、議案第 25 号、多度津
町立資料館の指定管理者の指定について、議案第 26 号、多度津町民会館の指定管理
者の指定について、議案第 27 号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指
定について、議案第 28 号、多度津町立屋内温水水泳プールの指定管理者の指定につ
いて指定について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。生涯学習課長、谷口 君。

生涯学習課長（谷口 賢司）

議案第 23 号から議案第 28 号までは関連がありますので、一括して提案説明を申
し上げます。

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により、地方公共団体の設置する公の施設管理につ
いて管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が創設されました。本町の社会教育
施設では、町公民館、町立明徳会図書館、町立資料館、町民会館、総合スポーツセ
ンター、町立水泳プールの各施設について、公益財団法人多度津町文化体育振興事
業団を指定管理者に指定し、適切な維持管理に努めてきました。同指定管理者の
3 年間の指定期間が令和 5 年度末をもって満了するため、本町の定める指定管理者制

度の導入等に関する基本方針に則り、導入効果の検証等を行いました。その結果、前述の各施設において管理経費の縮減が図られるとともに自主事業の定期的な開催をはじめ、地域住民のニーズに即した運営が出来ているなど一定の成果が上がっていることから同事業団を引き続き指定管理者に指定することが適当であると考えております。

それでは議案第 23 号、多度津町公民館の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

多度津町公民館の管理については、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者としておりますが、指定期間が本年度末で終了することから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町公民館設置条例第 8 条の規定により、管理者として引き続き同事業団を指定することに係る議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 24 号、多度津町立明徳会図書館の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

町立明徳会図書館の管理につきましても先ほどの議案の説明と同様であり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町立明徳会図書館条例第 7 条の規定により、管理者として引き続き同事業団を指定することに係る議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 25 号、多度津町立資料館の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

町立資料館の管理につきましても冒頭の議案の説明と同様であり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町立資料館の設置及び管理に関する条例第 10 条の規定により、管理者として引き続き同事業団を指定することに係る議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 26 号、多度津町民会館の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

町民会館の管理につきましても冒頭の議案の説明と同様であり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町民会館条例第 6 条の規定により、管理者として引き続き同事業団を指定することに係る議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第 27 号、多度津町総合スポーツセンターの指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

総合スポーツセンターの管理につきましても冒頭の議案の説明と同様であり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町総合スポーツセンター設置条例第 7 条の規定により、管理者として引き続き同事業団を指定することに係る議会の議決を求めるものでございます。

最後に議案第 28 号、多度津町立水泳プールの指定管理者の指定について提案説明を

申し上げます。

町立水泳プールの管理につきましても冒頭の議案の説明と同様であり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び多度津町立水泳プール設置条例第 6 条の規定により、管理者として引き続き同事業団を指定することに係る議会の議決を求めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は 13 時、午後 1 時と致します。

よろしくお願い致します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 0 分

議長（小川 保）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第 20. 議案第 29 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 7 号）を議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは議案第 29 号、令和 5 年度多度津町一般会計補正予算（第 7 号）について提案説明を申し上げます。

1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 100 億 6,460 万円から歳入歳出それぞれ 1 億 2,160 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99 億 4,300 万円とするものでございます。

第 2 条は繰越明許費で、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する経費を定めるものでございます。

6 ページをお開き下さい。「第 2 表 繰越明許費」に記載してありますように、款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、第 7 次多度津町総合計画策定事業 231 万円、項 3. 戸籍住民基本台帳費、中讃広域行政事務組合負担金 1,183 万 6 千円、款 4. 衛生費、項 2. 清掃費、リサイクルプラザ空調機器更新事業 462 万円、項 3. 上水道費、一般会計出資金 624 万 5 千円、款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費、農業振興地域整備計画策定事業 460 万円、県営地域ため池総合整備事業 1,152 万円、款 8. 土木費、項 2. 道路橋

梁費、橋梁長寿命化修繕事業 3,100 万 2 千円、県営道路橋梁整備負担金 919 万 8 千円、項 3. 河川費、県営工事桃山地区急傾斜崩壊対策事業 250 万円、項 4. 港湾費、県営工事東白方海岸改修事業 165 万 7 千円、項 6. 都市計画費、立地適正化計画更新事業 300 万円、款 10. 教育費、項 3. 中学校費、多度津中学校体育館空調設備整備事業 481 万 8 千円、項 4. 幼稚園費、四箇幼稚園職員室空調設備更新事業 319 万円、項 5. 社会教育費、旧合田家住宅（島屋）保全事業 1,375 万円、項 6. 保健体育費、総合スポーツセンター高圧受電設備更新事業 3,879 万 9 千円について、それぞれ翌年度へ繰越を行うものでございます。

第 3 条は債務負担行為の補正で、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することが出来る事項、期間、限度額を定めるものでございます。

7 ページをお開き下さい。「第 3 表 債務負担行為の補正」に記載してありますように、消防・救急デジタル無線システムネットワーク装置改修費を令和 6 年度から令和 15 年度の期間で 183 万 9 千円を限度額として追加するものです。

第 4 条は、地方債の補正です。8 ページをお開き下さい。「第 4 表 地方債の補正」に記載してありますように上水道事業を 1,730 万円に、火葬場整備事業を 0 円に、道路整備事業を 5,710 万円に、河川整備事業を 3,350 万円に、港湾整備事業を 3,090 万円に、公営住宅建設事業を 0 円に、教育施設整備事業を 480 万円に、社会教育施設整備事業を 2,010 万円に、保健体育施設整備事業を 1 億 970 万円に、農業施設整備事業を 1,950 万円に、漁業施設整備事業を 0 円に、総務事業を 0 円に、庁舎整備事業を 0 円にそれぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正は民生費、土木費、減額補正の主なものは総務費、衛生費、農林水産業費、教育費などとなっております。

歳入における主な増額補正は地方交付税、繰越金、減額補正の主なものは、地方消費税交付金、国庫支出金、寄附金、繰入金などとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

48 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 10 万 5 千円の減額補正により 1 億 1,262 万 2 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の減額でございます。

50 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 2,354 万 1 千円の減額補正により 13 億 6,147 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 総務管理費は 1,710 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 一般管理費 4,455 万 2 千円、52 ページをお開き下さい。

目 2. 文書広報費 70 万円、目 5. 財産管理費 4 千円、目 6. 企画費 1,292 万 7 千円、目 9. 地方振興費 97 万 6 千円、目 10. 交通安全対策費 12 万 8 千円をそれぞれ減額、目 12. 行政施策費 4,218 万 6 千円を増額するものでございます。

54 ページをお開き下さい。項 2. 徴税費は 72 万 1 千円の減額で、内訳としては目 1. 税務総務費 31 万 5 千円、目 2. 賦課徴収費 40 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 3. 戸籍住民基本台帳費は 25 万 5 千円、目 1. 戸籍住民基本台帳費の

減額でございます。項 4. 選挙費は 485 万 5 千円、目 3. 選挙費の減額でございます。56 ページをお開き下さい。項 5. 統計調査費は 60 万 9 千円、目 2. 受託統計調査費の減額でございます。58 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 2,263 万 7 千円の増額補正により、35 億 6,364 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 社会福祉費は 447 万 3 千円の増額で、内訳としては、目 1. 社会福祉総務費 149 万円、目 2. 国民年金費 8 万 7 千円、目 3. 老人福祉費 875 万 5 千円、60 ページをお開き下さい。目 6. 社会福祉施設事業費 13 万 2 千円をそれぞれ減額、目 7. 障害者福祉費 1,493 万 7 千円を増額するものでございます。項 2. 児童福祉費は 1,806 万 4 千円の増額で、内訳としては、目 1. 児童福祉費 3,246 万円を減額、62 ページをお開き下さい。目 2. 児童保育費 4,008 万 7 千円、目 3. 母子福祉費 199 万 7 千円、目 5. 乳幼児福祉費 844 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 災害救助費は 10 万円、目 1. 災害救助費の増額でございます。

64 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 4,428 万 6 千円の減額補正により、7 億 8,309 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 保健衛生費は 3,874 万 7 千円の減額で、内訳としては、目 1. 保健衛生総務費 1,114 万 3 千円、目 2. 予防費 2,702 万 9 千円、目 3. 環境衛生費 22 万 2 千円、目 5. 環境保全費 35 万 3 千円をそれぞれ減額するものでございます。

66 ページをお開き下さい。項 2. 清掃費は 553 万 9 千円の減額で、内訳としては、目 1. 清掃総務費 415 万 2 千円、目 2. し尿処理費 52 万 9 千円、目 3. じん芥処理費 85 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。

68 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 4,150 万 6 千円の減額補正により、2 億 5,925 万 8 千円に改めるもので、項 1. 農業費の減額でございます。内訳としては、目 1. 農業委員会費 346 万 3 千円を減額、目 2. 農業総務費 31 万 9 千円、目 3. 農業振興費 23 万円、目 4. 農地費 48 万 2 千円をそれぞれ増額、目 5. 地籍調査費 3,907 万 4 千円を減額するものでございます。

72 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 241 万 9 千円の減額補正により 1 億 2,597 万 7 千円に改めるもので、項 1. 商工費の減額でございます。内訳としては、目 1. 商工総務費 31 万円、目 2. 商工振興費 145 万 9 千円、目 3. 観光費 65 万円をそれぞれ減額するものでございます。

74 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 1,178 万 5 千円の増額補正により、10 億 1,250 万 2 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は 3,997 万 7 千円、目 1. 土木総務費の増額でございます。項 2. 道路橋梁費は 1,262 万円、目 3. 道路新設改良舗装費の減額でございます。項 3. 河川費は 10 万円、目 2. 河川改良費の減額でございます。項 4. 港湾費は 141 万 8 千円の減額で、内訳としては、目 1. 港湾管理費 1 万 8 千円、目 2. 港湾建設費 140 万円をそれぞれ減額するものでございます。

76 ページをお開き下さい。項 5. 住宅費は 372 万 3 千円、目 1. 住宅管理費の減額でご

ございます。項 6. 都市計画費は 1,033 万 1 千円、目 1. 都市計画管理費の減額でございます。

78 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 1,217 万 4 千円の減額補正により、3 億 4,339 万 7 千円に改めるもので、項 1. 消防費の減額でございます。内訳としては、目 1. 常備消防費 381 万 1 千円、目 2. 非常備消防費 452 万 6 千円、80 ページをお開き下さい。目 3. 消防施設費 124 万 6 千円、目 4. 防災費 256 万円、目 5. 水難救済会費 3 万 1 千円をそれぞれ減額するものでございます。

82 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 3,199 万 1 千円の減額補正により、12 億 9,628 万 6 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 507 万 3 千円の減額で、内訳としては、目 1. 教育委員会費 23 万 7 千円、目 2. 事務局費 483 万 6 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 小学校費は 140 万円の減額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 108 万 7 千円、目 2. 教育振興費 31 万 3 千円をそれぞれ減額するものでございます。

84 ページをお開き下さい。項 3. 中学校費は 133 万 6 千円の減額で、内訳としては、目 1. 学校管理費 108 万 8 千円、目 2. 教育振興費 24 万 8 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 4. 幼稚園費は 734 万 9 千円、目 1. 幼稚園費の減額でございます。項 5. 社会教育費は 184 万 9 千円、86 ページをお開き下さい。目 1. 社会教育総務費の減額でございます。項 6. 保健体育費は 1,498 万 4 千円の減額で、内訳としては、目 1. 保健体育総務費 19 万 5 千円、目 2. 学校給食費 1,478 万 9 千円をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、歳入について説明申し上げます。

14 ページにお戻り下さい。款 1. 町税は 7 千円の増額補正により、29 億 3,118 万 6 千円に改めるもので、項 2. 固定資産税、目 2. 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 2. 地方譲与税は 8 万円の減額補正により、5,688 万 3 千円に改めるもので、項 5. 森林環境譲与税、目 1. 森林環境譲与税の減額でございます。

18 ページをお開き下さい。款 3. 利子割交付金は 15 万円の減額補正により、135 万円に改めるもので、項 1. 利子割交付金、目 1. 利子割交付金の減額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 4. 配当割交付金は 50 万円の減額補正により、1,300 万円に改めるもので、項 1. 配当割交付金、目 1. 配当割交付金の減額でございます。

22 ページをお開き下さい。款 5. 株式等譲渡所得割交付金は 100 万円の増額補正により、1,100 万円に改めるもので、項 1. 株式等譲渡所得割交付金、目 1. 株式等譲渡所得割交付金の増額でございます。

24 ページをお開き下さい。款 6. 法人事業税交付金は 200 万円の減額補正により、4,500 万円に改めるもので、項 1. 法人事業税交付金、目 1. 法人事業税交付金の減額

でございます。

26 ページをお開き下さい。款 7. 地方消費税交付金は 2,800 万円の減額補正により、5 億 4,000 万円に改めるもので、項 1. 地方消費税交付金、目 1. 地方消費税交付金の減額でございます。

28 ページをお開き下さい。款 10. 地方交付税は 7,708 万 4 千円の増額補正により、23 億 2,517 万 7 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

30 ページをお開き下さい。款 12. 分担金及び負担金は 1,156 万 7 千円の減額補正により、3,572 万 4 千円に改めるものでございます。項 1. 分担金は 3 万 3 千円、目 1. 農林水産業費分担金の増額でございます。項 2. 負担金は 1,160 万円、目 2. 民生費負担金の減額でございます。

32 ページをお開き下さい。款 13. 使用料及び手数料は 69 万円の減額補正により、1 億 3,629 万 7 千円に改めるもので、項 2. 手数料の減額でございます。内訳としては、目 2. 衛生費手数料 54 万円、目 3. 消防費手数料 15 万円をそれぞれ減額するものでございます。

34 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 4,795 万 8 千円の減額補正により、14 億 6,446 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 3,796 万 1 千円の減額で、内訳としては、目 1. 民生費国庫負担金 603 万 1 千円を増額、目 2. 衛生費国庫負担金 2,070 万円、目 3. 農林水産業費国庫負担金 2,329 万 2 千円をそれぞれ減額するものでございます。項 2. 国庫補助金は 999 万 7 千円の減額で、内訳としては、目 1. 総務費国庫補助金 1,227 万 2 千円を増額、目 3. 民生費国庫補助金 104 万 7 千円、目 4. 土木費国庫補助金 1,417 万 9 千円をそれぞれ減額、目 6. 教育費国庫補助金 18 万円を増額、目 7. 衛生費国庫補助金 722 万 3 千円を減額するものでございます。

36 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は 1,148 万 3 千円の減額補正により、7 億 651 万 7 千円に改めるものでございます。項 1. 県負担金は 450 万 7 千円の減額で、内訳としては、目 1. 民生費県負担金 662 万円を増額、目 3. 農林水産業費県負担金 1,112 万 7 千円を減額するものでございます。項 2. 県補助金は 91 万 5 千円の減額で、内訳としては、目 2. 民生費県補助金 352 万 7 千円を増額、目 3. 衛生費県補助金 192 万 1 千円、目 4. 農林水産業費県補助金 323 万 5 千円、目 6. 土木費県補助金 193 万 6 千円をそれぞれ減額、目 7. 消防費県補助金 94 万 2 千円、目 8. 教育費県補助金 170 万 8 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 県委託金は 606 万 1 千円、目 1. 総務費県委託金の減額でございます。

38 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 5,194 万円の減額補正により、2 億 7,386 万円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の減額でございます。

40 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は 2 億 410 万 8 千円の減額補正により、4 億 4,774 万 2 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金の減額でございます。内訳として

は、目 2. 財政調整基金繰入金 2 億 229 万 7 千円、目 8. 奨学基金繰入金 173 万 2 千円、目 14. 旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金繰入金 7 万 9 千円をそれぞれ減額するものでございます。

42 ページをお開き下さい。款 19. 繰越金は 2 億 2,052 万 7 千円の増額補正により、2 億 7,052 万 7 千円に改めるもので、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金の増額でございます。

44 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 864 万 2 千円の減額補正により、3 億 91 万 9 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の減額でございます。

46 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 5,310 万円の減額補正により、3 億 4,586 万 4 千円に改めるもので、項 1. 町債の減額でございます。内訳としては、目 2. 衛生債 40 万円を増額、目 3. 土木債 4,270 万円、目 5. 教育債 550 万円、目 6. 農林水産業債 30 万円、目 8. 総務債 500 万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 100 億 6,460 万円から 1 億 2,160 万円を減額し、99 億 4,300 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 21. 議案第 30 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）、議案 31 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 30 号及び議案第 31 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第 30 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてご説明致します。

国 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 27 億 8,425 万円に歳入歳出それぞれ 105 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 8,530 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、県への納付金の減額と基金積立金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、県支出金と繰入金を増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 11 万 8 千円の減額補正により、5,687 万 4 千円に改めようとするものです。人件費によるもので、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費を 11 万 8 千円減額するものです。款 2. 保険給付費は、増減はありませんが、項 1. 一般被保険者療養諸費のうち、目 1. 一般被保険者療養給付費を

200 万円減額し、目 3. 一般被保険者療養費を 200 万円増額するものです。款 3. 国民健康保険事業費納付金は 8,760 万円の減額補正により、5 億 8,400 万円に改めようとするものです。納付金額の確定により、不用額を減額するもので、内訳としまして項 1. 医療給付費分のうち目 1. 一般被保険者医療給付費分を 8,000 万円減額、目 2. 退職被保険者等医療給付費分を 40 万円減額し、項 2. 後期高齢者支援金等分のうち目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分を 200 万円減額、目 2. 退職被保険者等後期高齢者支援金等分を 20 万円減額し、項 3. 目 1. 介護納付金分を 500 万円減額するものです。款 6. 保健事業費は 13 万 6 千円の減額補正により、2,890 万 9 千円に改めようとするものです。人件費によるもので、項 2. 目 1. 保健事業費を 13 万 6 千円減額するものです。款 7. 基金積立金は 8,720 万円の増額補正により、8,720 万 1 千円に改めようとするものです。被保険者数の減少に伴う国保税の収入不足に備えるため、項 1. 基金積立金、目 1. 財政調整基金積立金を 8,720 万円増額するものです。款 9. 諸支出金は 170 万 4 千円の増額補正により、2,539 万 6 千円に改めようとするものです。内訳としまして、国 14 ページをお開き下さい。特定健診負担金の確定による過年度返還金等として、項 1. 償還金及び還付加算金、目 3. 償還金を 70 万 4 千円増額し、直営診療所への繰出金の増額により、項 2. 繰出金、目 1. 直営診療所会計繰出金を 100 万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

国 10 ページをお開き下さい。款 4. 県支出金は 50 万円の増額補正により、20 億 4,850 万 6 千円に改めようとするものです。直営診療所の運営費に対する交付金の増額により、項 1. 県負担金、目 1. 保険給付費等交付金を 50 万円増額するものです。款 6. 繰入金は 50 万円の増額補正により、2 億 2,284 万 1 千円に改めようとするものです。直営診療所への繰出金の増額により、項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金を 50 万円増額するものです。款 8. 諸収入は 5 万円の増額補正により、535 万 4 千円に改めようとするものです。システム改修にかかる補助金の過年度分の追加交付により、項 5. 目 5. 雑入を 5 万円増額するものです。以上により、歳入歳出それぞれ 105 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 8,530 万円に改めようとするものでございます。

次に議案第 31 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）についてご説明致します。

直 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 3,120 万円から歳入歳出それぞれ 30 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,090 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、人件費の減額であります。一方、歳入における主なものは、診療収入の減額と繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 30 万円の減額補正により、2,627 万円に改めようとするものです。人件費及び消耗品費の減額により、項 1. 施設管理費、目 1. 一般管理費を 30 万円減額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。直 10 ページをお開き下さい。款 1. 診療収入は 130 万円の減額補正により、775 万円に改めようとするものです。今年度の診療状況により、項 1. 外来収入のうち目 4. 一部負担金を 30 万円減額、目 6. 後期高齢者医療診療報酬収入を 100 万円減額するものです。款 3. 繰入金は 100 万円の増額補正により、2,059 万円に改めようとするものです。診療収入の減収に伴う補填として、項 1. 他会計繰入金、目 1. 国保会計繰入金を 100 万円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 30 万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3,090 万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 30 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）及び議案第 31 号、令和 5 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 3 号）を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 22. 議案第 32 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 4 号）を議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 32 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをご覧ください。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 11 億 1,660 万円から歳入歳出それぞれ 1,390 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 270 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は、総務費及び下水道費の減額補正でございます。

一方、歳入は使用料及び手数料、県支出金、町債の減額補正、繰入金の増額補正でございます。

次に第 2 条、繰越明許費につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、款 2. 下水道費の 1 億 3,080 万円を翌年度へ繰越すものでございます。

次に第 3 条、地方債の補正につきましては、下 5 ページをお開き下さい。第 3 表、地方債の補正につきましては、限度額を 2 億 9,770 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 14 ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款 1. 総務費を 623 万 2 千円減額補正し、2 億 3,132 万 5 千円に改めるもので、これは、項 1. 総務管理費の主に需用費等の減額、項 2. 業務管理費の主に施設管理委託料及び中讃流域下水道維持管理負担金等の減額によるものでございます。款 2. 下水道費を 766 万 8 千円減額補正し、2 億 5,882 万 5 千円に改めるもので、これは項 1. 下水道費の主に工事請負費及び中讃流域下水道建設負担金等の減額によるものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明を申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。款 2. 使用料及び手数料を 4,800 万円減額補正し、1 億 8,300 万 2 千円に改めるもので、これは項 1. 使用料の減額によるものでございます。款 4. 県支出金を 240 万円減額補正し、285 万 1 千円に改めるもので、これは項 1. 県補助金の減額によるものでございます。款 5. 繰入金を 4,120 万円増額補正し、5 億 1,866 万 4 千円に改めるもので、これは項 1. 他会計繰入金の増額によるものでございます。款 8. 町債を 470 万円減額補正し、2 億 9,770 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の減額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 11 億 1,660 万円から 1,390 万円を減額し、11 億 270 万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 32 号、令和 5 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 4 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 23. 議案第 33 号、令和 5 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）、議案第 34 号、令和 5 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）は提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 33 号及び議案第 34 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第 33 号、令和 5 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 3 号）についてご説明致します。介 1 ページをお開き下さい。第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 26 億 5,300 万円から歳入歳出それぞれ 2,160 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 3,140 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、人件費と基金積立金の減額であります。

一方、歳入における主なものは、交付金の減額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

介12ページをお開き下さい。款1. 総務費は203万円の減額補正により、6,126万3千円に改めようとするものです。内訳としまして人件費によるもので、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費を271万8千円減額し、項3. 介護認定審査会費のうち目1. 介護認定審査会費を110万円増額、目2. 認定調査費を23万7千円減額し、項6. 目1. 地域密着型サービス運営委員会費を4万9千円減額し、項7. 目1. 計画策定委員会費を12万6千円減額するものです。款2. 保険給付費は増減はありませんが、介16ページをお開き下さい。項2. 介護予防サービス等諸費のうち目1. 介護予防サービス給付費を180万円増額、目3. 地域密着型介護予防サービス給付費を200万円減額、目7. 介護予防サービス計画給付費を20万円増額するものです。介20ページをお開き下さい。款5. 地域支援事業費は56万4千円の減額補正により、1億4,258万2千円に改めようとするものです。介22ページをお開き下さい。項2. 目1. 包括的支援事業・任意事業費を56万4千円減額するものです。款6. 基金積立金は1,900万6千円の減額補正により、5,643万4千円に改めようとするものです。項1. 基金積立金、介24ページをお開き下さい。目1. 介護保険財政調整基金積立金を1,900万6千円減額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

介10ページをお開き下さい。款3. 国庫支出金は481万9千円の増額補正により、5億7,663万5千円に改めようとするものです。内訳としまして項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金を2,358万6千円増額し、項2. 国庫補助金のうち目1. 調整交付金を1,426万4千円減額、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を459万4千円減額、目3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を32万7千円減額、目4. その他補助金を54万9千円増額、目6. 保険者機能強化推進交付金を85万1千円減額、目7. 介護保険保険者努力支援交付金を72万円増額するものです。款4. 支払基金交付金は4,438万3千円の減額補正により、5億8,570万4千円に改めようとするものです。項1. 支払基金交付金のうち目1. 介護給付費交付金を4,338万1千円減額、目2. 地域支援事業支援交付金を100万2千円減額するものです。款5. 県支出金は2,000万2千円の増額補正により、3億7,389万円に改めようとするものです。内訳としまして項1. 県費負担金、目1. 介護給付費負担金を2,024万1千円増額し、項2. 県費補助金のうち目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を7万6千円減額、目2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を16万3千円減額するものです。款8. 繰入金は203万8千円の減額補正により、3億9,391万6千円に改めようとするものです。内訳としまして項1. 一般会計繰入金のうち目3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）を11万円減額、目4. その他一般会計繰入金を203万円減額、目5. 低所得者保険料軽減繰入金を35万5千円減額し、項2. 基金繰入金、目1. 介護保険財政調整基金繰入金を45万7千円増額するものです。以上により、歳入歳出それぞれ2,160万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,140万円に改めようとするものでございます。

次に議案第34号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）についてご説明致します。

後1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額4億2,500万円に歳入歳出それぞれ730万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,230万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、保険料の増額と繰入金の減額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

後12ページをお開き下さい。款2.後期高齢者医療広域連合納付金は726万1千円の増額補正により、4億2,750万3千円に改めようとするものです。香川県後期高齢者医療広域連合の補正予算にあわせて項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金を726万1千円増額するものです。款4.項1.目1.予備費は3万9千円の増額補正により、11万5千円に改めようとするものです。

次に、歳入についてご説明致します。後10ページをお開き下さい。

款1.後期高齢者医療保険料は890万円の増額補正により、3億2,950万円に改めようとするものです。香川県後期高齢者医療広域連合の補正予算にあわせて項1.後期高齢者医療保険料のうち目1.特別徴収保険料を610万円増額、目2.普通徴収保険料を280万円増額するものです。款3.繰入金は167万6千円の減額補正により、1億198万2千円に改めようとするものです。

香川県後期高齢者医療広域連合の補正予算にあわせて項1.一般会計繰入金のうち、目1.事務費繰入金を61万5千円減額、目2.保険基盤安定繰入金を106万1千円減額するものです。款4.諸収入は7万6千円の増額補正により、79万7千円に改めようとするものです。項5.目1.雑入を7万6千円増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ730万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,230万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第33号、令和5年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）及び議案第34号、令和5年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第24.議案第35号、令和6年度多度津町一般会計予算を議題と致します。新年度予算につきましては、冊子もございますので、見やすい方をご覧ください。それでは、タブレットもお願い致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは議案 35 号、令和 6 年度多度津町一般会計予算につきまして提案説明を申し上げます。

3 ページをお開き下さい。第 1 条は、「歳入歳出予算」の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 1,100 万円とするものでございます。第 2 条は、「債務負担行為」で、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額を定めるものでございます。

11 ページをお開き下さい。「第 2 表 債務負担行為」に記載してありますように多度津町土地開発公社の借入金等に対する債務保証、各施設の指定管理料、じん芥処理運搬車購入費について、それぞれの期間の債務負担行為を定めるものでございます。再度、3 ページにお戻り下さい。第 3 条は、「地方債」で地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。12 ページをお開き下さい。「第 3 表 地方債」に令和 6 年度に起こす地方債を記載しております。再度、3 ページをお開き下さい。第 4 条は、「一時借入金」で、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 20 億円と定めるものでございます。また、第 5 条は、「歳出予算の流用」で、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合を定めるものでございます。

それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により説明を申し上げます。335 ページをお開き下さい。令和 6 年度の一般会計予算総額は 94 億 1,100 万円、前年度当初予算総額 92 億 2,800 万円に比べ、1 億 8,300 万円の増額、率では 2.0%の増となりました。続いて 336 ページをお開き下さい。まず、歳入の科目別構成比について大きいものから順に説明を申し上げます。

1 位は、款 1. 町税で 29 億 2,705 万 6 千円、構成比は 31.1%、前年度に比べ 0.1%の減、2 位は、款 10. 地方交付税で 22 億円、構成比は 23.4%、前年度に比べ 3.8%の増、3 位は、款 14. 国庫支出金で 9 億 9,699 万 4 千円、構成比は 10.6%、前年度に比べ 9.4%の増、4 位は、款 15. 県支出金で 7 億 6,086 万 2 千円、構成比は 8.1%、前年度に比べ 10.4%の増、5 位は 337 ページの款 18. 繰入金で 6 億 5,953 万 7 千円、構成比は 7.0%、前年度に比べ 9.1%の増でございます。以上が 5 位までの歳入科目の構成でございます。

それでは歳入予算につきまして、事項別明細書により説明を申し上げます。

20 ページをお開き下さい。款 1. 町税は前年度より 412 万 3 千円の減額、29 億 2,705 万 6 千円の計上でございます。項 1. 町民税は 11 億 4,002 万円、22 ページをお開き下さい。項 2. 固定資産税は 14 億 6,944 万 6 千円、項 3. 軽自動車税は 8,769 万円、項 4. たばこ税は 1 億 6,500 万円、項 8. 都市計画税は 6,490 万円でございます。26 ペ

ージをお開き下さい。款 2. 地方譲与税は前年度と同額 5,696 万 3 千円の計上でございます。項 1. 地方揮発油譲与税は 1,300 万円、項 2. 自動車重量譲与税は 4,100 万円、項 4. 特別とん譲与税は 50 万円、項 5. 森林環境譲与税は 246 万 3 千円でございます。28 ページをお開き下さい。款 3. 利子割交付金は前年度より 15 万円の減額、135 万円の計上でございます。30 ページをお開き下さい。款 4. 配当割交付金は前年度より 50 万円の増額、1,400 万円の計上でございます。32 ページをお開き下さい。款 5. 株式等譲渡所得割交付金は前年度より 300 万円の増額、1,300 万円の計上でございます。34 ページをお開き下さい。款 6. 法人事業税交付金は前年度より 150 万円の増額、4,850 万円の計上でございます。36 ページをお開き下さい。款 7. 地方消費税交付金は前年度より 2,300 万円の減額、5 億 4,500 万円の計上でございます。38 ページをお開き下さい。款 8. 環境性能割交付金は前年度より 50 万円の増額、550 万円の計上でございます。40 ページをお開き下さい。款 9. 地方特例交付金は前年度と同額、1,500 万円の計上でございます。42 ページをお開き下さい。款 10. 地方交付税は前年度より 8,000 万円の増額、22 億円の計上でございます。44 ページをお開き下さい。款 11. 交通安全対策特別交付金は前年度と同額、200 万円の計上でございます。46 ページをお開き下さい。款 12. 分担金及び負担金は前年度より 819 万 1 千円の減額、3,910 万円の計上でございます。項 1. 分担金は 198 万円、項 2. 負担金は 3,712 万円でございます。48 ページをお開き下さい。款 13. 使用料及び手数料は前年度より 99 万 6 千円の減額、1 億 3,599 万 1 千円の計上でございます。項 1. 使用料は 6,510 万 6 千円、項 2. 手数料は 7,088 万 5 千円でございます。52 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は前年度より 8,585 万 5 千円の増額、9 億 9,699 万 4 千円の計上でございます。項 1. 国庫負担金は 8 億 4,644 万 1 千円、項 2. 国庫補助金は 1 億 4,598 万 9 千円、54 ページをお開き下さい。項 3. 国庫委託金は 456 万 4 千円でございます。56 ページをお開き下さい。款 15. 県支出金は前年度より 7,176 万 4 千円の増額、7 億 6,086 万 2 千円の計上でございます。項 1. 県負担金は 4 億 8,245 万 1 千円、項 2. 県補助金は 2 億 3,285 万 3 千円、60 ページをお開き下さい。項 3. 県委託金は 4,555 万 8 千円でございます。62 ページをお開き下さい。款 16. 財産収入は前年度より 1 万 2 千円の減額、1,046 万 1 千円の計上でございます。項 1. 財産運用収入は 1,045 万 9 千円、項 2. 財産売払収入は存目のみでございます。64 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は前年度より 400 万円の減額、3 億 1 千円の計上でございます。66 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は前年度より 5,498 万 1 千円の増額、6 億 5,953 万 7 千円の計上でございます。項 1. 繰入金は存目のみ、項 2. 基金繰入金は 6 億 5,953 万 5 千円でございます。68 ページをお開き下さい。款 19. 繰越金は前年度と同額、5,000 万円の計上でございます。70 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は前年度より 6,757 万 2 千円の増額、3 億 8,008 万 5 千円の計上でございます。項 1. 延滞金加算金及び過料は 500 万円、項 2. 預金利子は 1 万 7 千円、項 3. 貸付金元利

収入は3,500万円、項4.雑入は3億4,006万8千円でございます。74ページをお開き下さい。款21.町債は前年度より1億4,220万円の減額、2億4,960万円の計上でございます。

以上が、令和6年度歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

342ページをお開き下さい。性質別分類により説明を申し上げます。義務的経費の合計は45億4,314万7千円、前年度に比べ9,294万2千円の増、そのうち人件費は18億3,201万2千円、前年度に比べ2,219万3千円の増、扶助費は16億9,750万6千円、前年度に比べ1億707万4千円の増、公債費は10億1,362万9千円、前年度に比べ3,632万5千円の減でございます。次に投資的経費は5億3,524万円、前年度に比べ5,801万6千円の減でございます。その他の経費の合計は43億3,261万3千円、前年度に比べ1億4,807万4千円の増、そのうち物件費は15億2,625万1千円、前年度に比べ3,144万1千円の増、補助費等は12億7,824万6千円、前年度に比べ2億2,315万8千円の増、繰出金は13億7,172万4千円、前年度に比べ1億741万1千円の減などでございます。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、76ページをお開き下さい。歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。款1.議会費は前年度より76万6千円の減額、1億1,123万2千円の計上でございます。80ページをお開き下さい。款2.総務費は前年度より8,847万3千円の増額、14億6,800万3千円の計上でございます。項1.総務管理費は12億2,136万7千円、96ページをお開き下さい。項2.徴税費は1億4,944万9千円、100ページをお開き下さい。項3.戸籍住民基本台帳費は7,992万3千円、項4.選挙費は107万5千円、102ページをお開き下さい。項5.統計調査費は737万9千円、項6.監査委員費は881万円でございます。106ページをお開き下さい。款3.民生費は前年度より1億7,329万円の増額、31億3,901万1千円の計上でございます。項1.社会福祉費は17億8,583万7千円、118ページをお開き下さい。項2.児童福祉費は13億5,317万4千円でございます。124ページをお開き下さい。款4.衛生費は前年度より2,004万4千円の増額、7億7,006万1千円の計上でございます。項1.保健衛生費は2億7,705万6千円、132ページをお開き下さい。項2.清掃費は4億4,003万9千円、136ページをお開き下さい。項3.上水道費は5,296万6千円でございます。138ページをお開き下さい。款5.労働費は前年度より9万9千円の増額、488万1千円の計上でございます。140ページをお開き下さい。款6.農林水産業費は前年度より4,922万1千円の増額、3億3,718万円の計上でございます。項1.農業費は3億1,206万4千円、148ページをお開き下さい。項2.林業費は47万6千円、項3.水産業費は2,464万円でございます。152ページをお開き下さい。款7.商工費は前年度より3,107万1千円の増額、1億2,370万7千円の計上でございます。

156 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は前年度より 1 億 4,565 万 7 千円の減額、8 億 2,757 万 8 千円の計上でございます。項 1. 土木管理費は 4 億 4,999 万 4 千円、項 2. 道路橋梁費は 2 億 1,192 万 8 千円、158 ページをお開き下さい。項 3. 河川費は 7,290 万 1 千円、160 ページをお開き下さい。項 4. 港湾費は 1,550 万 1 千円、項 5. 住宅費は 4,431 万 3 千円、162 ページをお開き下さい。項 6. 都市計画費は 3,294 万 1 千円でございます。

166 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は前年度より 3,254 万 4 千円の増額、3 億 9,505 万 7 千円の計上でございます。176 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は前年度より 2,899 万 4 千円の減額、11 億 9,065 万 8 千円の計上でございます。項 1. 教育総務費は 2 億 3,019 万 9 千円、178 ページをお開き下さい。項 2. 小学校費は 1 億 6,602 万 1 千円、182 ページをお開き下さい。項 3. 中学校費は 7,130 万 9 千円、186 ページをお開き下さい。項 4. 幼稚園費は 1 億 2,064 万 1 千円、188 ページをお開き下さい。項 5. 社会教育費は 2 億 2,197 万 4 千円、194 ページをお開き下さい。項 6. 保健体育費は 3 億 8,051 万 4 千円でございます。200 ページをお開き下さい。款 11. 災害復旧費は存目のみの計上でございます。202 ページをお開き下さい。款 12. 公債費は前年度より 3,632 万 5 千円の減額、10 億 1,362 万 9 千円の計上でございます。204 ページをお開き下さい。款 14. 予備費は前年度と同額 3,000 万円の計上でございます。

以上により、令和 6 年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 1,100 万円とするものでございます。

なお、その後のページの資料と致しまして、給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますが、これらの内、地方債の見込に関する調書について説明を申し上げます。

213 ページをお開き下さい。「地方債現在高の見込みに関する調書」の最下段、一番下の合計欄でございます。前々年度末、すなわち令和 4 年度末の現在高は 148 億 2,614 万 8 千円、そして前年度末、令和 5 年度末の現在高見込額が 142 億 9,590 万 5 千円。それに、当該年度中増減見込みの欄において、令和 6 年度中の起債見込額が、繰越分も含め 3 億 2,250 万円、元金の償還見込みが 9 億 6,675 万円で、これらを相殺しますと令和 6 年度末の現在高は 136 億 5,165 万 5 千円となる見込みでございます。

以上、議案第 35 号、令和 6 年度多度津町一般会計予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩と致します。

再開は2時40分と致します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時40分

議長（小川 保）

休憩前に引き続きまして、会議を再開致します。

日程第25. 議案第36号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第37号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算、議案第38号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第39号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第36号から議案第39号までの4議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第36号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてご説明致します。

予算書219ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、26億70万円とするものでございます。前年度に比べ1億7,160万円、6.2%の減額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。

230ページをお開き下さい。款1. 国民健康保険税は、前年度より2,829万7千円減額の3億7,180万3千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 目1. 一般被保険者国民健康保険税3億7,180万円、項2. 目1. 退職被保険者等国民健康保険税3千円でございます。款4. 県支出金は、前年度より1億2,023万4千円減額の19億2,767万2千円の計上でございます。項1. 県負担金、目1. 保険給付費等交付金19億2,767万2千円でございます。款5. 財産収入は、前年度より9千円増額の1万円の計上でございます。項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金1万円でございます。款6. 繰入金は、前年度より2,307万4千円減額の2億9,591万2千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 他会計繰入金2億2,830万円のうち目1. 一般会計繰入金1億5,800万円、目2. 職員給与費等繰入金4,000万円、232ページをお開き下さい。目3. 出産育児一時金等繰入金330万円、目4. 財政安定化事業繰入金2,700万円、項2. 目1. 基金繰入金6,761万2千円でございます。款7. 項1. 目1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。款8. 諸収入は、前年度より2千円減額の530万2千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、

加算金及び過料、目1.延滞金500万円、項2.保険税督促手数料、目1.督促手数料20万円、項3.目1.預金利子、存目1千円、項5.雑入のうち目1.一般被保険者第三者納付金5万円、目3.一般被保険者返納金5万円、目5.雑入、存目1千円でございます。以上により、歳入合計26億70万円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明致します。234ページをお開き下さい。款1.総務費は、前年度より853万4千円増額の5,677万8千円の計上でございます。内訳としまして項1.総務管理費3,971万7千円のうち、目1.一般管理費3,611万7千円、目2.国民健康保険団体連合会負担金360万円、項2.目1.徴税費1,632万9千円、236ページをお開き下さい。項3.目1.運営協議会費58万2千円、項4.目1.趣旨普及費15万円でございます。款2.保険給付費は、前年度より1億2,300万3千円減額の18億7,990万5千円の計上でございます。内訳としまして、項1.一般被保険者療養諸費16億1,200万2千円のうち目1.一般被保険者療養給付費16億円、目3.一般被保険者療養費1,200万円、目4.一般被保険者移送費及び目6.一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円、項3.目1.審査支払手数料600万円、項4.一般被保険者高額療養費2億5,550万円のうち、目1.一般被保険者高額療養費2億5,500万円、目2.一般被保険者高額介護合算療養費50万円、項6.出産育児諸費500万3千円のうち、238ページをお開き下さい。目2.出産育児一時金500万円、目3.出産育児一時金支払手数料3千円、項7.葬祭諸費、目1.葬祭費120万円、項10.目1.傷病手当金20万円でございます。款3.国民健康保険事業費納付金は、前年度より6,160万円減額の6億1,000万円の計上でございます。内訳としまして、項1.医療給付費分、目1.一般被保険者医療給付費分4億3,000万円、項2.後期高齢者支援金等分、240ページをお開き下さい。目1.一般被保険者後期高齢者支援金等分1億3,000万円、項3.目1.介護納付金分5,000万円でございます。款4.項1.共同事業拠出金、目3.その他の共同事業拠出金は、前年度同額の1万円の計上でございます。款6.保健事業費は、前年度より150万円増額の2,889万5千円の計上でございます。内訳としまして、項1.目1.特定健康診査等事業費2,318万2千円、項2.目1.保健事業費571万3千円でございます。242ページをお開き下さい。款7.基金積立金は、前年度より9千円増額の1万円の計上でございます。項1.基金積立金、目1.財政調整基金積立金1万円でございます。款9.諸支出金は、前年度より296万2千円増額の2,510万2千円の計上でございます。内訳としまして、項1.償還金及び還付加算金360万1千円のうち、目1.一般被保険者保険税還付金350万円、目2.退職被保険者保険税還付金10万円、目3.償還金、存目1千円、項2.繰出金2,150万1千円のうち、目1.直営診療所会計繰出金2,150万円、目2.一般会計繰出金、存目1千円でございます。244ページをお開き下さい。以上により、歳出合計26億70万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億70万円とするものでございます。

次に議案第37号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてご説明致します。

予算書253ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,910万円とするものでございます。前年度に比べ100万円、3.6%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳入よりご説明致します。262ページをお開き下さい。款1. 診療収入は、前年度より147万2千円減額の757万8千円の計上でございます。項1. 外来収入757万8千円のうち、目1. 国民健康保険診療収入90万円、目2. 社会保険診療収入12万円、目4. 一部負担金70万円、目5. その他の収入80万円、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入505万8千円でございます。款2. 使用料及び手数料は、前年度より1万円増額の2万円の計上でございます。項1. 手数料、目1. 文書料2万円でございます。款3. 繰入金は、前年度より246万2千円増額の2,150万円の計上でございます。項1. 他会計繰入金、目1. 国保会計繰入金2,150万円でございます。款4. 項1. 目1. 繰越金、及び款5. 諸収入、項1. 目1. 預金利子はそれぞれ存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,910万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。264ページをお開き下さい。款1. 総務費は、前年度より159万7千円増額の2,506万7千円の計上でございます。項1. 施設管理費、目1. 一般管理費2,506万7千円でございます。266ページをお開き下さい。款2. 医業費は、前年度より46万9千円減額の401万1千円の計上でございます。項1. 医療諸費401万1千円のうち、目1. 医療用機械器具費11万1千円、目2. 医薬材料費390万円でございます。款3. 公債費は、前年度より12万8千円減額の2万2千円の計上でございます。項1. 公債費、目2. 利子2万2千円でございます。

以上により、歳出合計2,910万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,910万円とするものでございます。

次に議案第38号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業予算について、ご説明致します。

予算書275ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、24億5,890万円とするものでございます。前年度に比べ1,900万円、0.8%の減額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。286ページをお開き下さい。款1. 介護保険料は、前年度より537万1千円減額の5億1,564万5千円の計上でございます。項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料5億1,564万5千円でございます。款2. 使用料及び手数料は、前年度より1万円減額の3万1千円の計上でございます。項1. 手数料3万1千円のうち、目1. 総務手数料、存目1千円、目2. 督促手

数料2万円、目3、指定申請（更新）手数料1万円でございます。款3. 国庫支出金は、前年度より486万7千円減額の5億6,569万6千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金3億9,606万円、項2. 国庫補助金1億6,963万6千円のうち、目1. 調整交付金1億1,797万円、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2,370万3千円、目3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）2,001万2千円、目4. その他補助金、存目1千円、目6. 保険者機能強化推進交付金317万3千円、目7. 介護保険保険者努力支援交付金477万7千円でございます。款4. 支払基金交付金は、前年度より213万9千円増額の6億3,090万4千円の計上でございます。項1. 支払基金交付金6億3,090万4千円のうち、目1. 介護給付費交付金6億530万4千円、目2. 地域支援事業支援交付金2,560万円でございます。款5. 県支出金は、前年度より112万9千円増額の3億5,440万4千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 県費負担金、目1. 介護給付費負担金3億3,254万6千円、288ページをお開き下さい。項2. 県費補助金2,185万8千円のうち、目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,185万2千円、目2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,000万6千円でございます。款6. 財産収入は、前年度同額の3万1千円の計上でございます。項1. 財産運用収入3万1千円のうち、目1. 財産貸付収入、存目1千円、目2. 利子及び配当金3万円でございます。款7. 項1. 寄附金、目1. 一般寄附金は、前年度同額の存目1千円の計上でございます。款8. 繰入金は、前年度より1,202万円減額の3億9,007万8千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 一般会計繰入金3億9,007万7千円のうち、目1. 介護給付費繰入金2億8,023万4千円、目2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,185万6千円、目3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）1,000万9千円、目4. その他一般会計繰入金5,724万4千円、目5. 低所得者保険料軽減繰入金3,073万4千円、項2. 基金繰入金、目1. 介護保険財政調整基金繰入金は、存目1千円でございます。款9. 項1. 目1. 繰越金は、存目1千円の計上でございます。款10. 諸収入は、前年度同額の210万9千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料3千円のうち、目1. 第1号被保険者延滞金、290ページをお開き下さい。目2. 第1号被保険者加算金及び目3. 過料、それぞれ存目1千円、項2. 目1. 預金利子、存目1千円、項3. 雑入210万5千円のうち、目1. 第三者納付金、目2. 返納金及び目3. 雑入、それぞれ存目1千円、目4. 地域支援事業利用料30万円、目5. 保険給付対応分、存目1千円、目6. おもいやり配食サービス事業、自己負担金180万円、目7. ケアマネジメント料、存目1千円でございます。

以上により歳入合計を24億5,890万円とするものでございます。

次に歳出についてご説明致します。292ページをお開き下さい。款1. 総務費は、前年度より1,279万6千円減額の5,725万3千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費2,834万3千円、項2. 徴収費、目1. 賦課徴収費549万

4千円、項3. 介護認定審査会費2,271万7千円のうち、目1. 介護認定審査会費778万9千円、294ページをお開き下さい。目2. 認定調査費1,492万8千円、項4. 目1. 趣旨普及費65万円、項6. 目1. 地域密着型サービス運営委員会費4万9千円でございます。款2. 保険給付費は、前年度より500万円増額の22億4,186万4千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 介護サービス等諸費20億6,170万4千円のうち、目1. 居宅介護サービス給付費7億2,000万円、目2. 特例居宅介護サービス給付費、存目1千円、296ページをお開き下さい。目3. 地域密着型介護サービス給付費3億8,000万円、目4. 特例地域密着型介護サービス給付費、存目1千円、目5. 施設介護サービス給付費8億8,000万円、目6. 特例施設介護サービス給付費、存目1千円、目7. 居宅介護福祉用具購入費250万円、目8. 居宅介護住宅改修費420万円、298ページをお開き下さい。目9. 居宅介護サービス計画給付費7,500万円、目10. 特例居宅介護サービス計画給付費、存目1千円、項2. 介護予防サービス等諸費7,330万3千円のうち、目1. 介護予防サービス給付費5,320万円、目2. 特例介護予防サービス給付費、存目1千円、目3. 地域密着型介護予防サービス給付費450万円、目4. 特例地域密着型介護予防サービス給付費、存目1千円、目5. 介護予防福祉用具購入費80万円、300ページをお開き下さい。目6. 介護予防住宅改修費350万円、目7. 介護予防サービス計画給付費1,130万円、目8. 特例介護予防サービス計画給付費、存目1千円、項3. その他諸費、目1. 審査支払手数料250万円、項4. 高額介護サービス等費5,140万円のうち、目1. 高額介護サービス費5,100万円、302ページをお開き下さい。目2. 高額介護予防サービス費40万円、項5. 高額医療合算介護サービス等費790万円のうち、目1. 高額医療合算介護サービス費770万円、目2. 高額医療合算介護予防サービス費20万円、項6. 目1. 市町村特別給付費、存目1千円、項7. 特定入所者介護サービス等費4,505万6千円のうち、目1. 特定入所者介護サービス費4,500万円、304ページをお開き下さい。目2. 特例特定入所者介護サービス費存目1千円、目3. 特定入所者介護予防サービス費5万4千円、目4. 特例特定入所者介護予防サービス費、存目1千円でございます。款3. 項1. 目1. 財政安定化基金拠出金は、前年度同額の存目1千円の計上でございます。款4. 保健福祉事業費は、前年度同額の600万円の計上でございます。項1. 目1. 保健福祉事業費600万円でございます。款5. 地域支援事業費は、前年度より375万9千円増額の1億4,690万5千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 介護予防・日常生活支援総合事業費9,442万8千円のうち、目3. 介護予防・生活支援サービス事業費6,350万円、306ページをお開き下さい。目5. 介護予防ケアマネジメント事業費500万円、目6. 一般介護予防事業費2,592万8千円、項2. 目1. 包括的支援事業・任意事業費5,207万7千円、308ページをお開き下さい。項3. その他諸費、目1. 審査支払手数料40万円でございます。款6. 基金積立金は、前年度より1,496万3千円減額の517万3千円の計上でございます。項1. 基金積立金、目1. 介護保険財政調整基金積立金517万3千円でございます。款7. 項1. 公債費、目3. 公債諸費は、存目1千円の計上でございます。款8. 諸支出金は、前年度同

額の120万3千円の計上でございます。内訳としまして項1. 償還金及び還付加算金120万2千円のうち、310ページをお開き下さい。目1. 第1号被保険者保険料還付金120万円、目2. 償還金及び目6. 介護給付費交付金返還金はそれぞれ存目1千円。項3. 繰出金、目1. 一般会計繰出金、存目1千円でございます。款9. 項1. 目1. 予備費は、前年度同額の50万円の計上でございます。

以上により、歳出合計24億5,890万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,890万円とするものでございます。

次に議案第39号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について、ご説明致します。

予算書319ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,440万円とするものでございます。前年度に比べ3,940万円、9.3%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入よりご説明致します。328ページをお開き下さい。款1. 後期高齢者医療保険料は、前年度より3,400万円増額の3億5,460万円の計上でございます。項1. 後期高齢者医療保険料3億5,460万円のうち、目1. 特別徴収保険料2億4,070万円、目2. 普通徴収保険料1億1,390万円でございます。款2. 使用料及び手数料は、前年度より1万9千円減額の存目1千円の計上でございます。項1. 手数料、目2. 督促手数料、存目1千円でございます。款3. 繰入金は、前年度より543万6千円増額の1億909万4千円の計上でございます。項1. 一般会計繰入金1億909万4千円のうち、目1. 事務費繰入金1,762万4千円、目2. 保険基盤安定繰入金9,147万円でございます。款4. 諸収入は、前年度より1万7千円減額の70万4千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 延滞金、加算金及び過料2千円のうち、目1. 延滞金及び目2. 過料は、それぞれ存目1千円、項2. 償還金及び還付加算金、目2. 保険料還付金70万円、項3. 目1. 預金利子及び項5. 目1. 雑入は、それぞれ存目1千円でございます。款6. 項1. 目1. 繰越金は、存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を4億6,440万円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明致します。330ページをお開き下さい。款1. 総務費は、前年度より7万円減額の391万2千円の計上でございます。内訳としまして、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費296万7千円、項2. 目1. 徴収費94万5千円でございます。款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より3,947万4千円増額の4億5,971万6千円の計上でございます。項1. 目1. 後期高齢者医療広域連合納付金4億5,971万6千円でございます。款3. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目1. 保険料還付金は、前年度同額の70万円の計上でございます。款4. 項1. 目1. 予備費は、前年度より4千円減額の7万2千円の計上でございます。

以上により、歳出合計4億6,440万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ4億6,440万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第36号から議案第39号までの4議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第26. 議案第40号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算、議案第41号、町道路線の認定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第40号、議案第41号について、一括にて提案説明を申し上げます。

初めに議案第40号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。

令和6年度から地方公営企業法の一部適用を受けまして、地方公営企業法に基づき予算書及び予算に関する説明書を作成しております。

予算に関する説明書においては、予定損益計算書及び予定貸借対象表等は消費税抜きで、その他の予算につきましては、消費税を含めた額となっております。

それでは、予算書の3ページをお開き下さい。第2条は業務の予定量と致しまして、処理区域面積は627.5ヘクタールで、年間有収水量は127万5千立方メートルです。主要な建設改良事業と致しましては、堀江第2排水区雨水排水渠築造工事に8,000万円、汚水中継ポンプ場他再構築基本設計（耐震診断）に2,530万円を計上しております。

次に第3条は収益的収入及び支出でございます。

収入として、第1款、下水道事業収益7億5,643万7千円を計上しております。内訳としましては、第1項、営業収益3億8,516万円4千円の計上で、主な内容は下水道使用料収入と雨水処理に係る一般会計負担金等でございます。第2項、営業外収益3億7,127万3千円の計上で、主な内容は長期前受金の戻入額及び下水道事業運営に関する一般会計からの補助金等でございます。

次に支出として、第1款、下水道事業費用7億4,229万5千円を計上しております。内訳としましては、第1項、営業費用6億9,871万3千円の計上で、主な内容は減価償却費や流域下水道維持管理費等でございます。第2項、営業外費用3,121万3千円の計上で、主な内容は企業債等利息でございます。第3項、特別損失1,236万9千円の計上で、主な内容は、前年度事業分の消費税及び地方消費税や賞与の支給に係る前年度分でございます。

収益的収入及び支出の明細書につきましては、9ページ及び22ページから27ページに

記載をしております。

次に第4条、資本的収入及び支出でございます。

4ページをお開き下さい。収入として、第1款、資本的収入5億5,134万4千円を計上しております。内訳としましては、第1項、企業債4億3,380万円の計上で、主な内容は建設改良に充てる下水道事業債と資本費平準化債でございます。第2項、補助金8,463万3千円の計上で、主な内容は建設改良に充てる国庫補助金、県補助金と一般会計補助金でございます。第3項、負担金3,291万1千円の計上で、主な内容は受益者負担金と一般会計負担金でございます。

次に支出として、第1款、資本的支出8億260万8千円を計上しております。内訳としましては、第1項、建設改良費2億3,259万3千円の計上で、主な内容は雨水処理施設建設改良費と流域下水道建設負担金等でございます。第2項、企業債償還金5億7,000万円、第6項、返還金1万5千円の計上でございます。3ページにお戻り下さい。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の2億5,126万4千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,315万4千円、引継金4,820万円、当年度分損益勘定留保資金1億8,991万円で補てんする予定でございます。

資本的収入及び支出の明細につきましては、10ページ及び28ページから31ページに記載をしております。

4ページをお開き下さい。次に第4条の2特例的収入及び支出でございます。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、法の適用の日の属する会計年度以前に発生した債権又は債務に係る未収金及び未払金は、未収金が4,130万円、未払金が5,470万円でございます。次に第5条、企業債でございます。起債の目的は公共下水道事業と公営企業会計適用債で、限度額をそれぞれ4億3,380万円と310万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。次に第6条、一時借入金でございます。これは一時的な資金不足を補うためのもので、限度額を4億円と定めるものでございます。5ページをお開き下さい。次に第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用及び特別損失の間において執行出来ることを定めるものでございます。次に第8条は議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費で、職員給与費3,168万7千円の計上です。職員給与費の明細につきましては、給与費明細書を12ページから15ページに記載をしております。次に第9条は他会計からの補助金でございます。事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額については、1億6,924万2千円を計上しております。

続きまして、11ページをお開き下さい。令和6年度多度津町公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。計算書の末尾にございますとおり、資金期末残高は2,305万3千円を予定しております。続きまして、21ページをお開き下さい。

令和6年度多度津町公共下水道事業予定損益計算書でございます。1. 営業収益の合計が3億6,561万9千円、2. 営業費用の合計が6億7,664万7千円ですので、営業損失は3億1,102万8千円の予定でございます。次に3. 営業外収益の合計が3億6,205万5千円、4. 営業外費用の合計が3,770万5千円で、経常利益としましては1,332万2千円の予定でございます。経常利益から6. 特別損失の1,236万9千円を控除しまして、当年度純利益については95万3千円を予定しております。前年度繰越利益剰余金等はないので、当年度末未処分利益剰余金として95万3千円を計上する予定でございます。

続きまして、18ページをお開き下さい。令和6年4月1日の多度津町公共下水道事業の予定開始貸借対照表でございます。

資産の部として、1. 固定資産の合計が114億8,208万1千円、2. 流動資産の合計が1億3,563万1千円で、資産合計は116億1,771万2千円でございます。

19ページをご覧下さい。次に負債の部として、3. 固定負債の合計が50億785万3千円、4. 流動負債の合計が6億2,470万円、5. 繰延収益の合計が50億6,636万円で、負債合計は106億9,891万3千円です。

次に資本の部として、6. 資本金が8億8,038万2千円、7. 剰余金の合計が3,841万7千円で、資本合計は9億1,879万9千円です。負債資本合計については116億1,771万2千円でございます。

続きまして、16ページをお開き下さい。令和7年3月31日の予定貸借対照表でございます。

資産の部として、1. 固定資産の合計が112億1,600万円、2. 流動資産の合計が1億1,799万円で、資産合計は113億3,399万円です。

17ページをご覧下さい。次に負債の部として、3. 固定負債の合計が48億8,839万1千円、4. 流動負債の合計が5億7,435万4千円、5. 繰延収益の合計が49億5,149万3千円で、負債合計は104億1,423万8千円でございます。

次に資本の部として、6. 資本金が8億8,038万2千円、7. 剰余金の合計が3,937万円で、資本合計は9億1,975万2千円です。負債資本合計については113億3,399万円でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第40号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続いて議案第41号、町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

1ページをご覧下さい。今回、認定する路線名は町道442号線でございます。路線の起終点につきましては、起点を多度津町大字西白方字西ノ江383番6地先、終点を多度津町大字西白方字西ノ江383番4地先までの延長35m、幅員4mとするもので、終点が町道に接続する区間を町道認定するものです。参考資料として2ページに路線認定箇所図を添付しております。

以上の内容のものを道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

簡単ではありますが、町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

以上、議案第40号、議案第41号について、一括にて提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第27. 議案第42号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。政策観光課長、土井 君。

政策観光課長（土井 真誠）

議案第42号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町と協議の上、中讃広域行政事務組合規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、規約第3条第3号をごみ処理施設集約化計画の策定及び同計画に基づく事業の実施に関することに係る負担割合について、ごみ処理施設の集約化事業の内容が明確になったことに伴い、細分化して定めるため、別表の改正を行うものでございます。

変更点につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。2 ページをご覧ください。規約第3条第3号の負担割合につきましては、これまで計画ごみ量割のみとしておりましたが、これを計画の策定及び事業の実施に要する経費と運営管理及び地方債の元利償還に要する経費、それと施設解体及び施設解体に係る地方債の元利償還に要する経費に分類し、それぞれの負担割合及び適用を下線部のとおり定めるものでございます。

なお、附則として、この規約は香川県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第42号、中讃広域行政事務組合規約の一部変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第28. 議案第43号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 43 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります中津 榮一氏は、令和 6 年 3 月 22 日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、同氏を選任致したく、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

中津 氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は人格識見ともにすぐれ、税務行政に精通しておりますことから固定資産評価審査委員会委員として、最適任であると考えております。

なお、任期は令和 6 年 3 月 23 日から令和 9 年 3 月 22 日まででございます。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 43 号についてを採決致します。

本案は原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案に同意することに決定致しました。

日程第 29. 議案第 44 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

タブレットをお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 44 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員であります松下 義夫 氏は、令和 6 年 3 月 22 日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、同氏を選任致したく、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

松下 氏の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は人格識見ともにすぐれ、税務行政に精通しておりますことから固定資産評価審査委員会委員として、最適任であると考えております。

なお、任期は令和 6 年 3 月 23 日から令和 9 年 3 月 22 日まででございます。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて提案説明とさせていただきます。

議長（小川 保）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は、人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川 保）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 44 号についてを採決致します。

本案は原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案に同意することに決定致しました。

ここでお諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重に審議を期するため、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号、議案第 5 号から第 13 号まで、議案第 15 号及び第 41 号の 12 議案を建設産業民生常任委員会に、議案第 2 号から第 4 号まで、議案第 14 号、議案第 29 号から第 40 号まで、及び議案第 42 号の 17 議案を総務教育常任委員会に、議案第 16 号から第 28 号までの 13 議案を総務教育建設産業民生常任委員会連合審査会に付託の上、審査することに致したいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (小川 保)

ご異議なしと認めます。

よって、17 議案を会期中の総務教育常任委員会に、12 議案を建設産業民生常任委員会に、13 議案を総務教育建設産業民生常任委員会連合審査会に付託の上、審査することに決定を致します。

なお、皆様にご案内致します。各課からの御報告については、各常任委員会と連合審査会に付託された全ての議案の審査終了した後と致します。ご承知おき下さい。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。

これにて散会を致します。

長時間有難うございました。

ご一同、ご起立をお願い致します。礼。

ご苦勞様でございました。

散会 午後 3 時 39 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和6年3月5日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記